

「建築基準法及び建築物省エネ法 改正内容に関する説明会」

～木造建築物の4号特例見直し及び構造基準見直し～



一般社団法人

日本木造住宅産業協会

※図・表の出典：「建築基準法・建築物省エネ法改正制度資料」
「2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・
審査マニュアル」より（国交省）

「改正建築基準法の内容について」 説明会で使用する資料

建築基準法・建築物省エネ法
改正法制度説明資料

令和6年9月

国土交通省 住宅局 建築指導課
参事官(建築企画担当)付
市街地建築課



建築基準法・建築物省工不 改正法制度説明資料

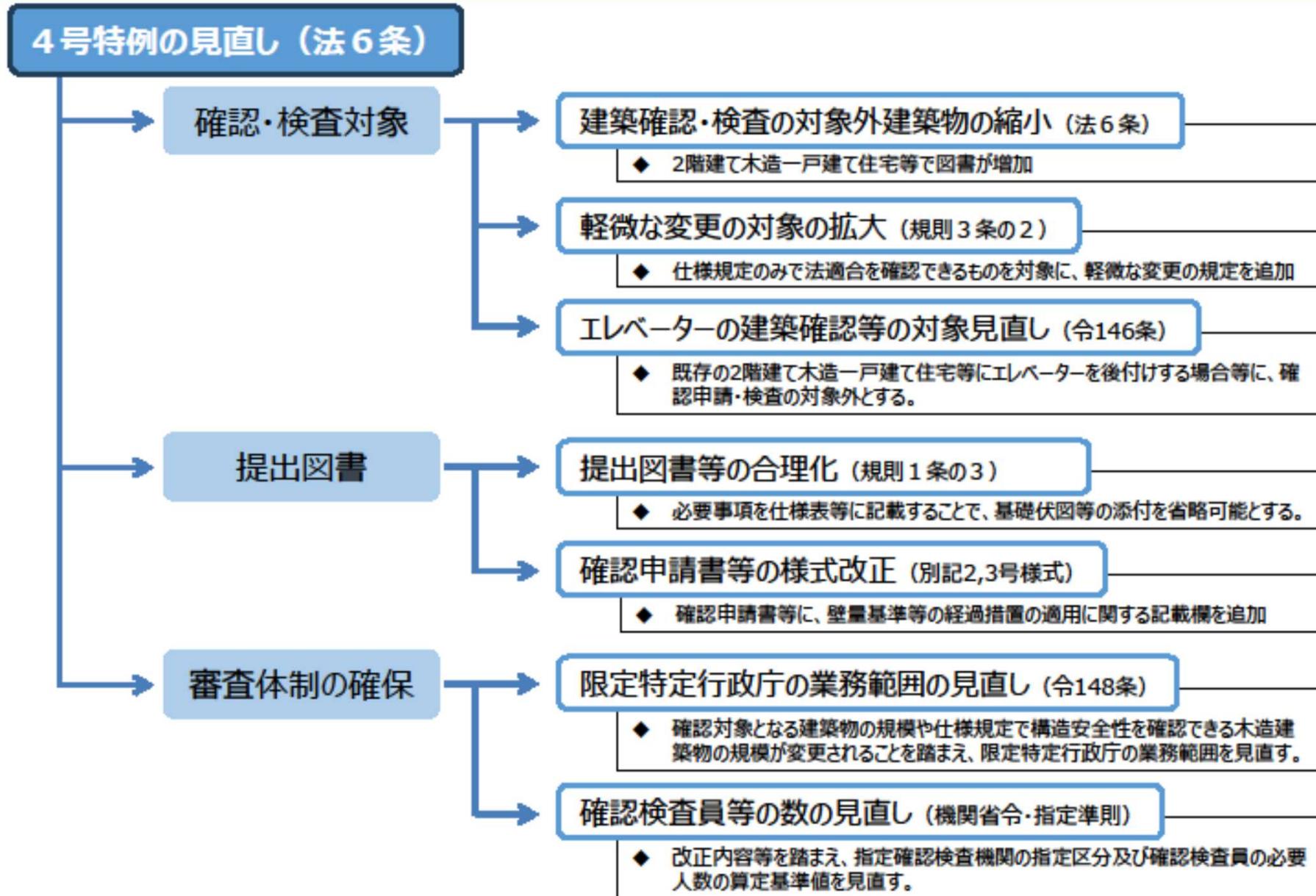
令和6年9月

国土交通省 住宅局 建築指導課

参事官(建築企画担当)付

市街地建築課

総則関係の改正の全体像①



小規模木造建築物に係る基準の見直し（法20条）

壁量基準の見直し（令46条）

- ◆ 建築物の荷重の実態に応じた必要壁量の算定方法へ見直し
- ◆ 存在壁量として、耐力壁に加え準耐力壁等を考慮可能化
- ◆ 高耐力壁を使用可能化
- ◆ 構造計算による安全性確認の合理化（壁量計算は不要）

（昭和56年告示1100号）

このほか、
・階高が3.2mを超える場合の接合部の取扱いを整理（平成12年告示1460号）
・鉛直方向壁量充足率を位置付け（昭和62年告示1899号）

筋かいの対象拡大（令45条）

- ◆ 木材・鉄筋以外の材料や、K型・多段筋かいなど、筋かいの対象を拡大（当面の間は大臣認定が必要）

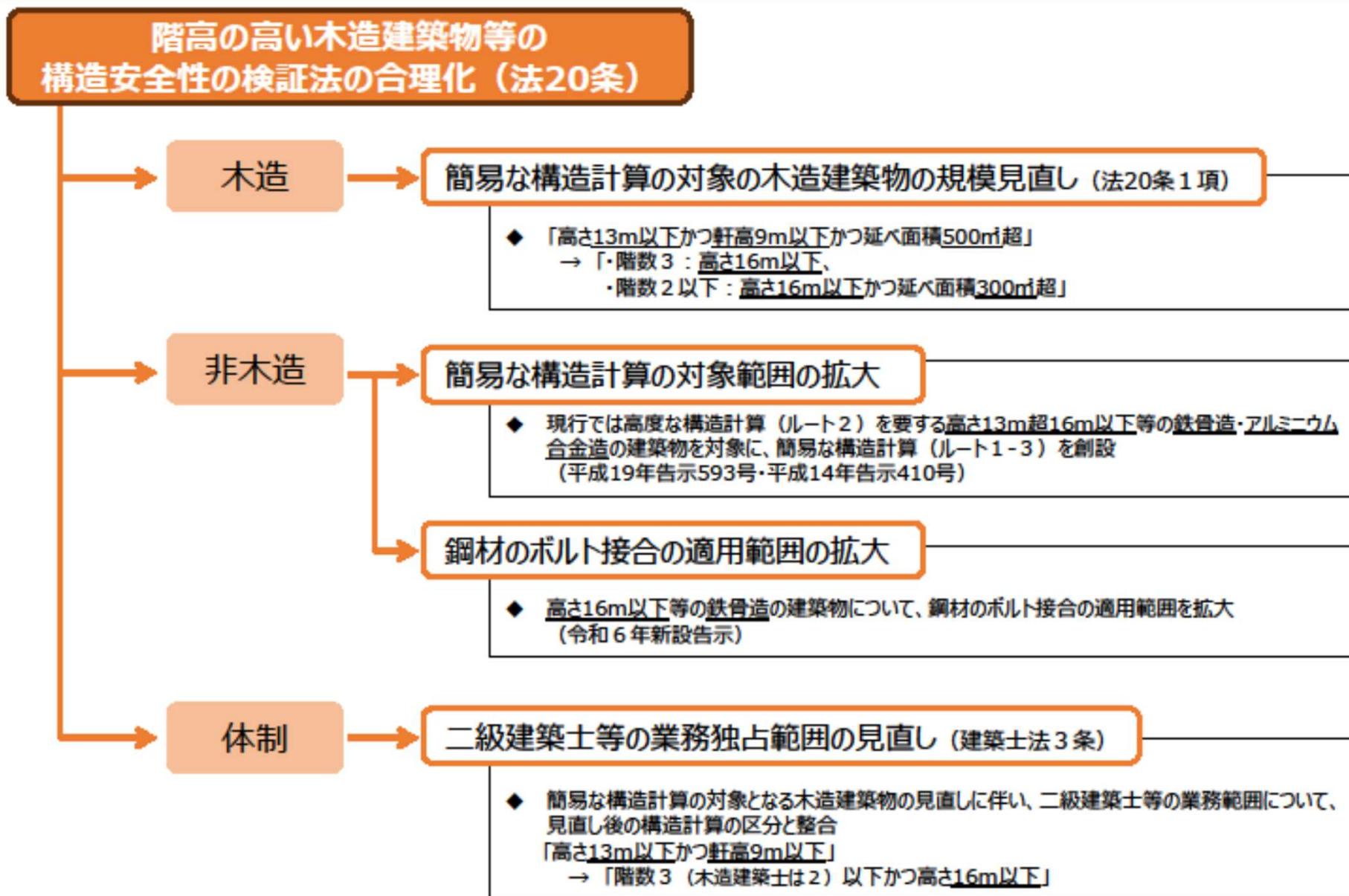
柱の小径の基準の見直し（令43条）

- ◆ 現行のいわゆる「軽い屋根」「重い屋根」等の区分をなくし、建築物の荷重の実態に応じた柱の小径の算定方法へ見直し（平成12年告示1349号）

基礎の基準の見直し

- ◆ 無筋コンクリート基礎を廃止し、地盤の種別に関わらず、鉄筋コンクリートの基礎を用いることとする。（平成12年告示1347号）

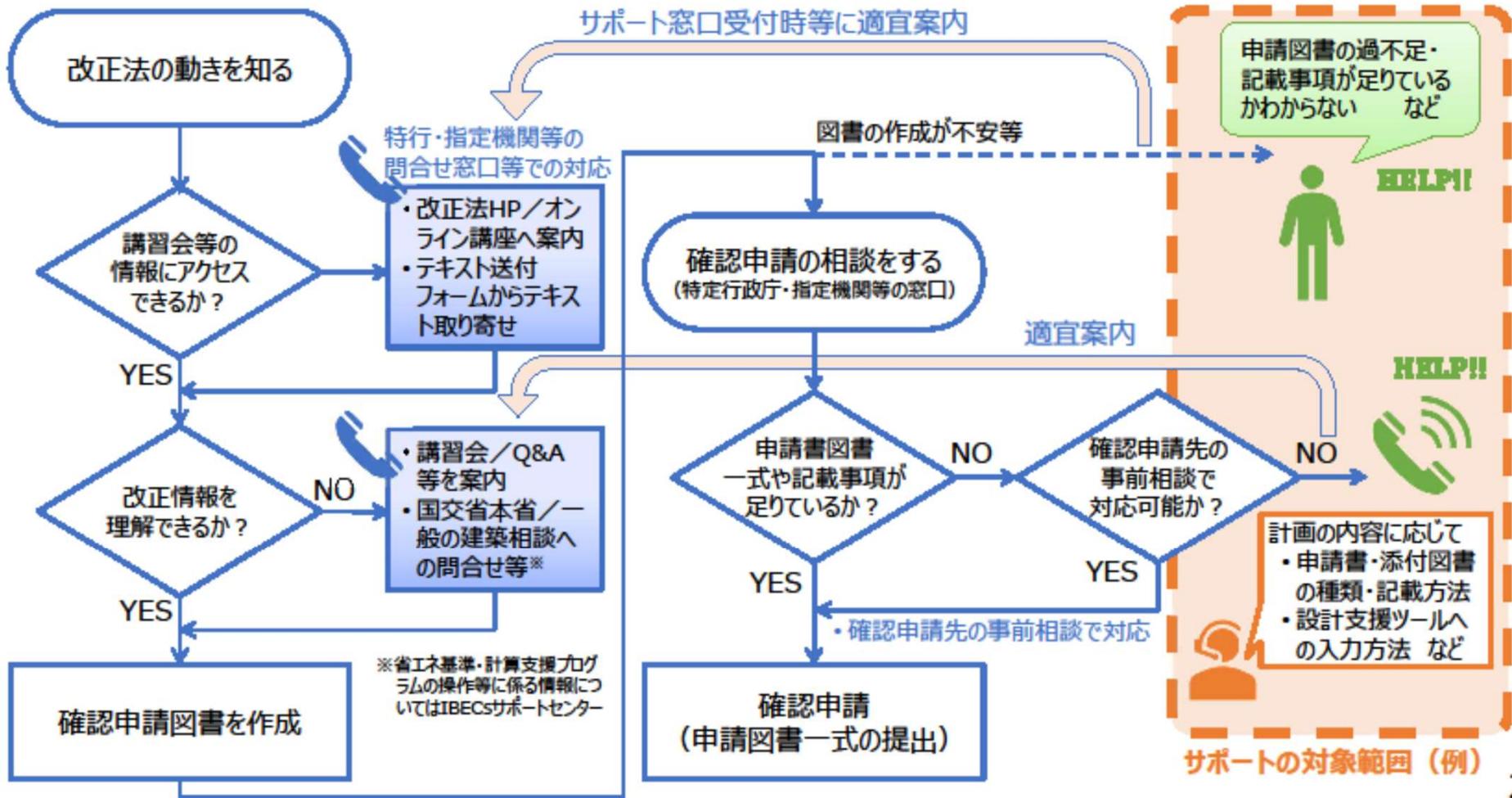
※ 枠組壁工法（平成13年告示1540号）・伝統的構法等（平成28年告示690号・691号）・学校木造校舎（令和6年告示445号）に関する基準も見直し 26



建築士個別サポートの対象・内容(イメージ)

○ 地域の建築士の習熟状況や、管内の円滑施行に向けた各種取組との役割分担・サポート員の確保状況を踏まえて、サポート対象範囲・内容を決定。

<建築士の取組段階ごとの困りごとと対応策(例)>



建築士サポートセンターの開設状況(令和6年11月6日時点)

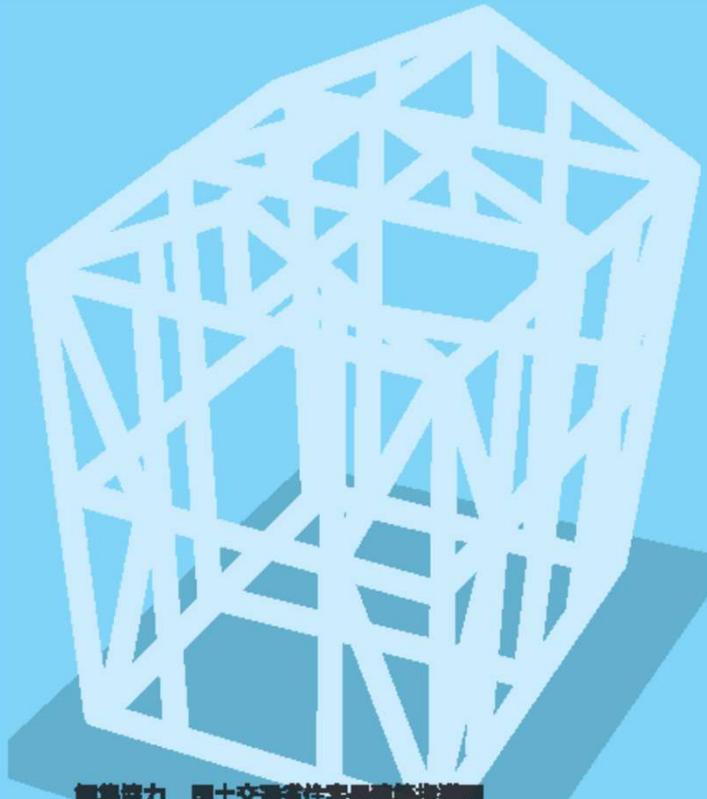
地域局等	都道府県	サポートセンター実施団体	開設日	地域局等	都道府県	サポートセンター実施団体	開設日
北海道	北海道	一般社団法人北海道建築士事務所協会	令和7年1月	近畿	滋賀県	一般財団法人滋賀県建築住宅センター	令和6年11月
東北	青森県	株式会社建築住宅センター	令和7年1月		京都府	一般社団法人京都府建築士事務所協会	(調整中)
	岩手県	一般社団法人岩手県建築士事務所協会	令和6年11月		大阪府	公益社団法人大阪府建築士会	令和7年1月
	宮城県	一般財団法人宮城県建築住宅センター	令和7年1月		兵庫県	公益社団法人兵庫県建築士会	令和7年1月
	秋田県	一般財団法人秋田県建築住宅センター	令和6年12月		奈良県	一般社団法人奈良県建築士事務所協会	令和6年12月
	山形県	一般社団法人山形県建築士会	令和6年11月		和歌山県	一般社団法人和歌山県建築士事務所協会	令和6年12月
	福島県	一般財団法人ふくしま建築住宅センター	令和7年1月		中国	鳥取県	一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター
関東	茨城県	一般社団法人茨城県建築士事務所協会	令和7年1月	島根県		一般財団法人島根県建築住宅センター	令和7年1月
	栃木県	一般社団法人栃木県建築士事務所協会	令和7年1月	岡山県		岡山県建築住宅センター株式会社	令和7年1月
	群馬県	一般社団法人群馬県建築士事務所協会	令和7年1月	広島県		一般社団法人広島県建築士事務所協会	令和7年1月
	埼玉県	一般社団法人埼玉建築設計監理協会	令和6年11月	山口県		一般社団法人山口県建築士会	令和7年1月
	千葉県	一般社団法人千葉県建築士会	令和7年1月	四国	徳島県	公益社団法人徳島県建築士会	令和7年1月
	東京都	一般社団法人東京都建築士事務所協会	令和7年1月		香川県	株式会社香川県建築住宅センター	令和6年12月
	神奈川県	一般社団法人神奈川県建築士事務所協会	令和6年11月		愛媛県	株式会社愛媛県建築住宅センター	令和6年12月
北陸	新潟県	(調整中)	(調整中)		高知県	公益社団法人高知県建築技術公社	令和7年1月
	富山県	一般財団法人富山県建築住宅センター	令和7年1月	九州	福岡県	一般財団法人福岡県建築住宅センター	令和7年1月
	石川県	日本建築検査協会株式会社北陸支店	令和7年1月		佐賀県	公益財団法人佐賀県建設技術支援機構	令和6年12月
近畿	福井県	一般財団法人福井県建築住宅センター	令和7年1月		長崎県	一般社団法人長崎県建築士事務所協会	令和6年11月
関東	山梨県	公益社団法人山梨県建設技術センター	(調整中)		熊本県	一般財団法人熊本県建築住宅センター	令和7年1月
	長野県	公益社団法人長野県建築士会	令和6年11月		大分県	一般財団法人大分県建築住宅センター	令和7年1月
中部	岐阜県	一般社団法人岐阜県建築士事務所協会	令和7年1月		宮崎県	一般財団法人宮崎県建築住宅センター	令和7年1月
	静岡県	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	令和7年1月	鹿児島県	一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会	令和6年12月	
	愛知県	公益社団法人愛知県建築士会	令和7年1月	沖縄	沖縄県	(調整中)	(調整中)
	三重県	一般社団法人三重県建築士事務所協会	令和7年1月				

※ 最新の情報は建防協HPをご確認ください。(https://www.kenchiku-bosai.or.jp/support/)

2024年9月
第2版

改正建築基準法

2階建ての木造一戸建て住宅 (軸組構法)等の 確認申請・審査マニュアル



2022年改正
(2025年施行)
対応版



編集協力 国土交通省住宅局建築指導課
参事官(建築企画担当)付

発行 一般財団法人 日本建築防災協会
一般財団法人 建築行政情報センター

はじめに

建築基準法では、原則全ての建築物を対象に、基準への適合性を審査・検査するため、工事着手前の建築確認や工事完了後の完了検査等の手続きを定めています。

これまで、都市計画区域等の区域内の2階建て以下かつ延べ面積500㎡以下の木造建築物等で建築士が設計・工事監理を行った場合には、建築確認・検査時に構造安全性の基準など一部の規定の審査・検査が省略される特例制度(いわゆる「四号特例」)が設けられていました。また、都市計画区域等の区域外においては、同建築物は建築確認・検査の対象ではありませんでした。

令和4(2022)年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』(令和4年法律第69号)により、審査・検査の特例の対象が縮小され、2階建ての木造一戸建て住宅等については、適用される全ての規定について審査・検査を行うこととなります。また、都市計画区域等の区域外において、これらの建築等を行う場合にあっても建築確認・検査の対象となります。さらに、建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合が、原則全ての建築物に義務付けられるようになります。

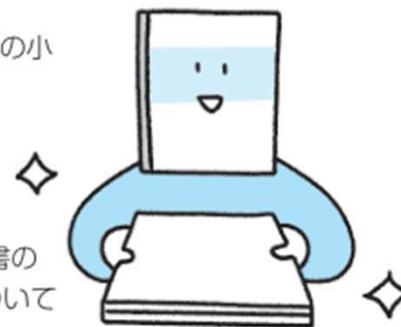
具体的には、審査・検査の特例の対象が、平屋建てかつ延べ面積200㎡以下に縮小され、2階建ての木造一戸建て住宅等では、審査・検査が省略されていた構造関係規定等について、立地に関わりなく審査・検査が必要になるので、構造関係規定等の設計図書の添付が必要になります。さらに、確認申請時に省エネ基準への適合判定通知書又は審査のための設計図書が必要になるなど、建築確認・検査の手続きが大きく見直されることとなります。

また、木造建築物の構造関係規定について、仕様の多様化、特に高い省エネ性能のニーズに対応した建築物の重量化に対応するため、壁量や柱の小径の基準が見直されることとなります。さらに、建築確認・検査の手続きが大きく見直されることを踏まえ、確認申請に必要な図書についても見直されます。

本書では、改正法の概要のほか、2階建ての木造一戸建て住宅等の小規模な建築物に関して、

- ・ 確認申請等を行う方々が円滑に確認申請手続き等を行うこと
- ・ 審査者が円滑に確認審査を行うこと

を目的に、具体の一戸建て住宅をもとに、確認申請に必要な図書の作成方法や新たに建築確認・検査対象となる構造関係規定等について解説します。



(3) 本書の対象範囲

本書は、改正法施行後に、旧4号建築物^{※1}として審査省略の対象であった建築物が、新2号建築物^{※2}になることに伴う、確認申請の変更点や、具体の一戸建て住宅をもとに、確認申請に必要な図書の作成方法、新たに建築確認・検査対象となる構造関係規定等について解説するものです。

- ※1 法第6条第1項第4号(改正前)に該当する建築物 木造の戸建住宅等の場合：都市計画区域等の区域内における「2階建て以下」かつ「延べ面積500㎡以下」かつ「高さ13m・軒高9m以下」が該当
- ※2 法第6条第1項第2号(改正後)に該当する建築物 木造の戸建住宅等の場合：「2階建て以上」または「延べ面積200㎡超」が該当

第1章 建築基準法改正の概要

旧4号建築物→新2号建築物になることに伴う、確認申請の変更点等を解説

第2章 確認申請図書の作成例

2階建ての木造一戸建て住宅をもとに、確認申請に必要な図書や明示すべき事項等を解説

第3章 構造関係規定の解説

改正法施行後、特に影響の大きい構造関係規定について、壁量基準等の概要や確認方法を解説

第4章 軽微な変更、完了検査 / 中間検査

軽微な変更の取扱いや検査時に苦慮することが想定される事項について解説

第5章 判断が難しい事例等の解説

Q&A形式で、判断が難しい事例等を掲載

参考文献

本書の作成にあたり参照した文献一覧を掲載



1. 四号特例の見直し

(1) 建築確認・検査、審査省略制度の対象について

①これまで（改正前）

建築基準法では、原則全ての建築物を対象に、工事着手前の建築確認や、工事完了後の完了検査等の必要な手続きが設けられています。

その中で、都市計画区域等の区域外における、「2階建て以下かつ延べ面積500㎡以下」の木造建築物等は、建築確認・検査の対象ではありませんでした（法第6条第1項）。

また都市計画区域等の区域内において、建築士が設計・工事監理を行って建築される旧4号建築物は、建築確認・検査の対象ですが、審査省略制度（いわゆる「四号特例」）により、構造関係規定等の一部の審査・検査が省略されてきました（法第6条の4）。

②これから（改正後）

「2階建て以上 または 延べ面積200㎡超」の木造建築物等は、「新2号建築物」に該当し、全ての地域で建築確認・検査（大規模の修繕・大規模の模様替を含む）が必要となります。

あわせて審査省略制度の対象は「平屋建て かつ 延べ面積200㎡以下」の建築物（新3号建築物）に見直されます。

③見直しはいつから

本改正は、令和7（2025）年4月1日に施行されます。（省エネ基準への適合義務化と同時期）

(2) 建築確認・検査における審査（検査）項目

計画する建築物が新2号建築物に該当する場合、建築基準法令の全ての規定が審査対象になることから、確認申請の際に、審査を行うために必要な図書の添付が必要になります。

具体的には、これまでの確認申請図書に加えて、構造関係の仕様規定、住宅の採光・換気等（設備その他単体規定）、防火避難関係規定の他、省エネ基準への適合性を示す図書を、新たに提出する必要があります。

完了検査においても、従来検査が省略されていた構造関係規定等に関する部分について検査を行うこととなります。また、省エネ基準に関する部分についても検査が行われます。

※特定行政庁が中間検査の特定工程・特定工程後の工程を指定している場合は、中間検査の対象にもなります。

表1-2 建築確認・検査における審査（検査）項目

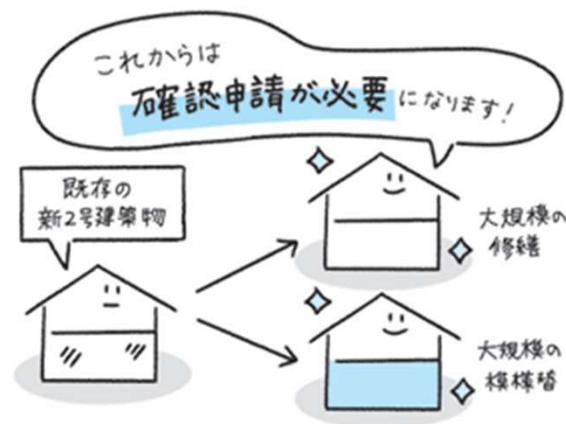
	改正前 旧4号建築物*	改正後	
		新2号建築物	新3号建築物*
敷地関係規定	○ 審査する	○ 審査する	○ 審査する
構造関係規定	× 審査しない ※ただし、仕様規定以外の構造計算を行った場合は審査する	○ 審査する	× 審査しない
防火避難規定	× 審査しない	○ 審査する	× 審査しない
設備その他単体規定	△ 一部審査する ※シックハウス、昇降機及び浄化槽は審査する	○ 審査する	△ 一部審査する
集団規定	○ 審査する	○ 審査する	○ 審査する
省エネ基準 (建築物省エネ法)	— (適合義務の対象外)	○ 審査する	× 審査しない

*建築士が設計・工事監理を行った防火・準防火地域外の一戸建住宅の場合

(参考)大規模の修繕・大規模の模様替の取扱いについて

旧4号建築物で、法改正に伴い新2号建築物として扱われるようになった既存建築物において、大規模の修繕・大規模の模様替を行う場合、確認申請が必要となります。

ただし、省エネ基準への適合義務は大規模の修繕・大規模の模様替においては対象となりません。



①大規模の修繕・大規模の模様替とは

大規模の修繕	<ul style="list-style-type: none">・「修繕」とは… 性能や品質が劣化した部分を、既存のものと概ね同じ位置・形状・寸法・材料を用いて造り替え、性能や品質を回復することをいいます。・「大規模の修繕」とは… 建築物の主要構造部※の一種以上について行う過半の修繕をいいます。
大規模の模様替	<ul style="list-style-type: none">・「模様替」とは… 同じ位置でも異なる材料や仕様を用いて造り替え、性能や品質を回復することをいいます。・「大規模の模様替」とは… 建築物の主要構造部※の一種以上について行う過半の模様替をいいます。

※主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根または階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱等を除きます。

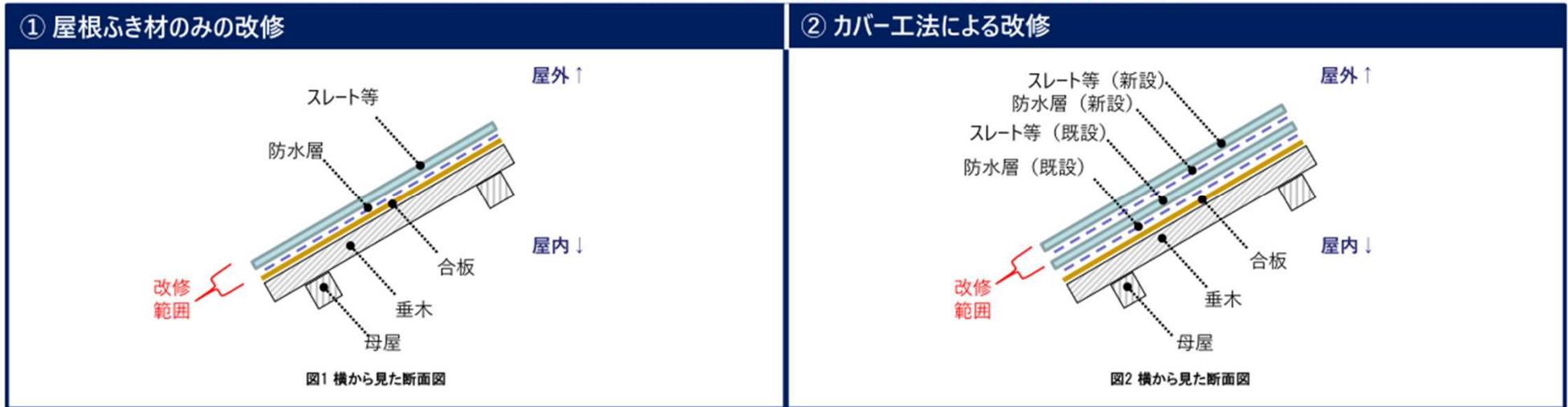
②大規模の修繕・大規模の模様替への該当・非該当の判断

② - 1 屋根の改修（技術的助言 令和6年2月8日 国住指第355号）

屋根ふき材のみの改修は、大規模の修繕・大規模の模様替には該当しないため、確認申請は不要となります。

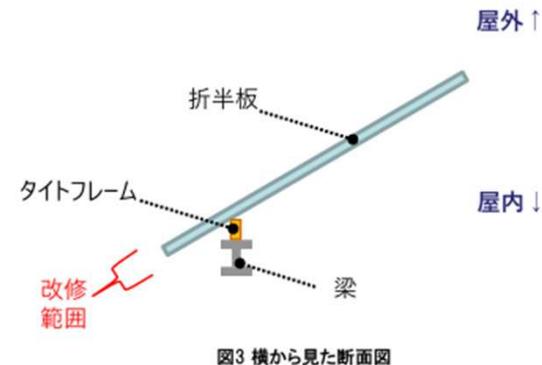
また、既存の屋根の上に新しい屋根をかぶせるような工法による改修も大規模の修繕・大規模の模様替には該当しません。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない屋根の改修の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）



<注意>

屋根ふき材の改修を行うことで屋根を構成する全ての材を改修することになる場合、その改修部分の見付面積が過半であれば、大規模の修繕又は大規模の模様替に該当する。



② - 2 外壁の改修(技術的助言 令和6年2月8日 国住指第 355号)

外壁の外装材のみの改修等、または外壁の内側から断熱改修等を行う場合、大規模の修繕・大規模の模様替には該当しないため、確認申請は不要になります。

外壁においても、既存外壁の上から新しい外壁をかぶせるような工法による改修は、大規模の修繕・大規模の模様替には該当しません。

① 外壁の外装材のみの改修等

木造(充填断熱の場合)

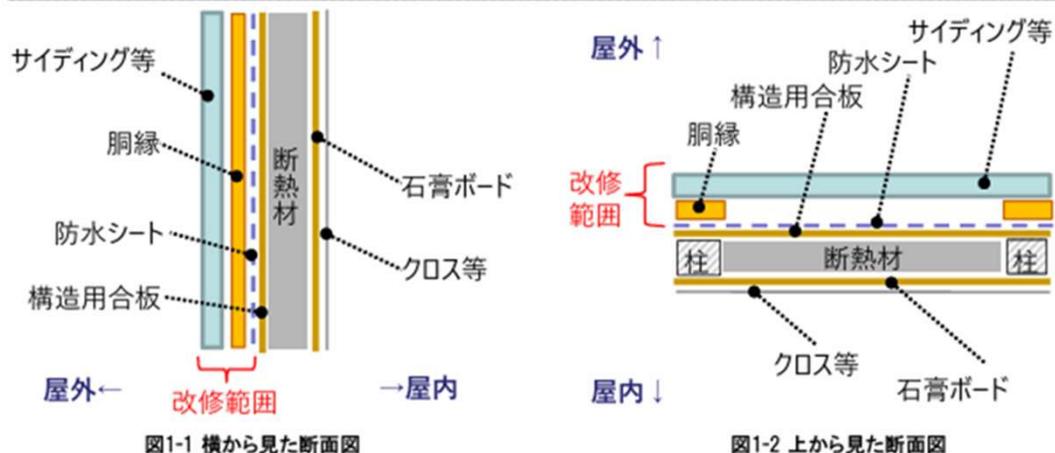


図1-1 横から見た断面図

図1-2 上から見た断面図

② 外壁の内側からの断熱改修等

木造(充填断熱の場合)

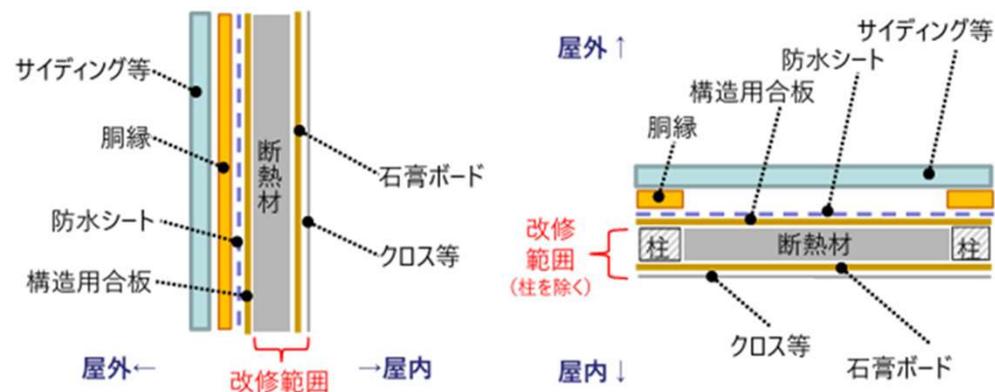


図2-1 横から見た断面図

図2-2 上から見た断面図

② - 3 床の改修（技術的助言 令和6年8月28日 国住指第208号）

床の仕上げ材のみの改修等は、大規模の修繕・大規模の模様替には該当しないため、確認申請は不要となります。

また、既存の仕上げ材の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修も大規模の修繕・大規模の模様替には該当しません。

① 仕上げ材等のみの改修

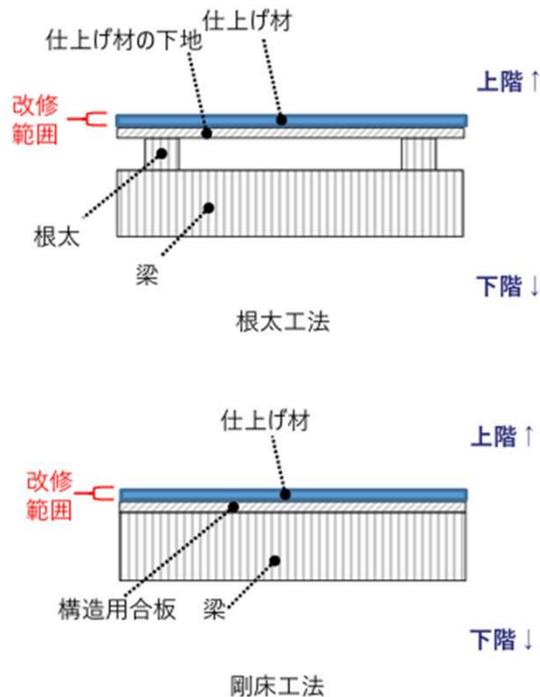


図1 横から見た断面図

② 仕上げ材の上に新たな仕上げ材を被せる改修

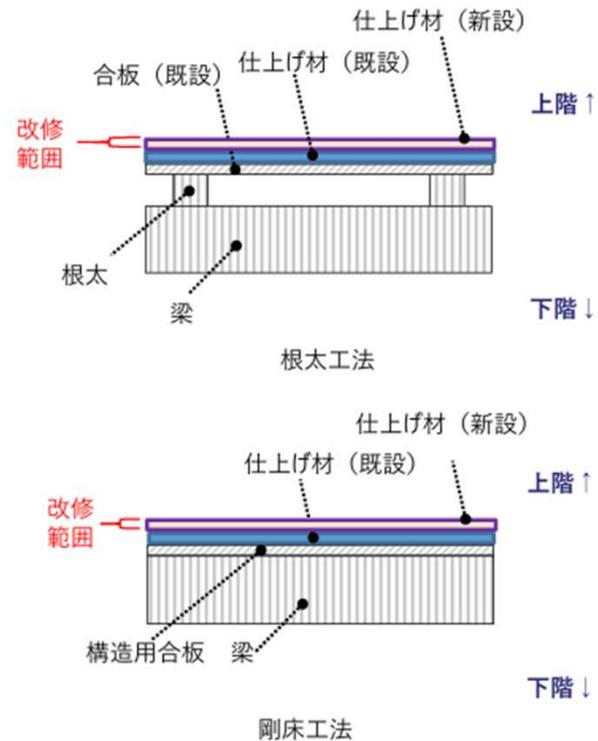


図2 横から見た断面図

② - 4 階段の改修（技術的助言 令和6年8月28日 国住指第208号）

各階における個々の階段の改修にあたり、過半に至らない段数等の改修は、大規模の修繕・大規模の模様替には該当しないため、確認申請は不要となります。

また、既存の階段の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修も大規模の修繕・大規模の模様替には該当しません。

① 過半に至らない範囲をやり替える改修

階段の上り位置の変更を行う場合等に行う過半に至らない段数等の改修を行う行為

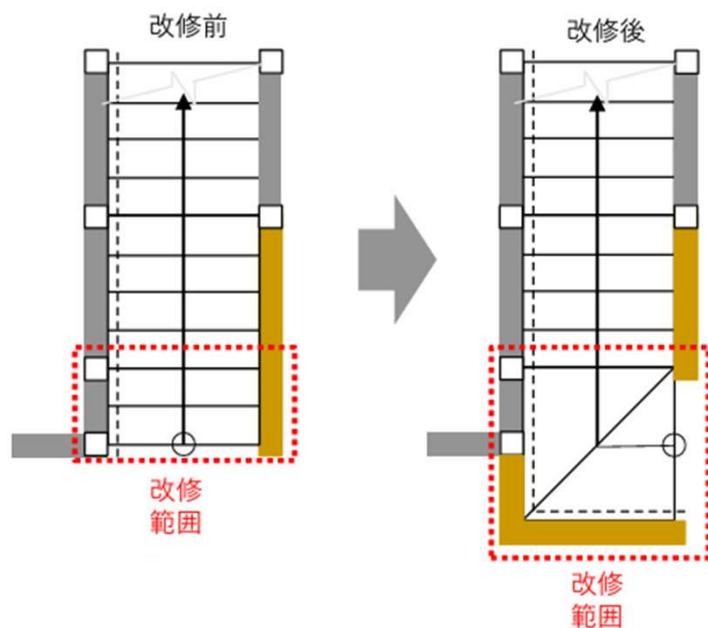


図1 階段改修イメージ

② 既存の階段の上に新たな仕上げ材を被せる改修

既存の踏板上に仕上げ材を被せる改修

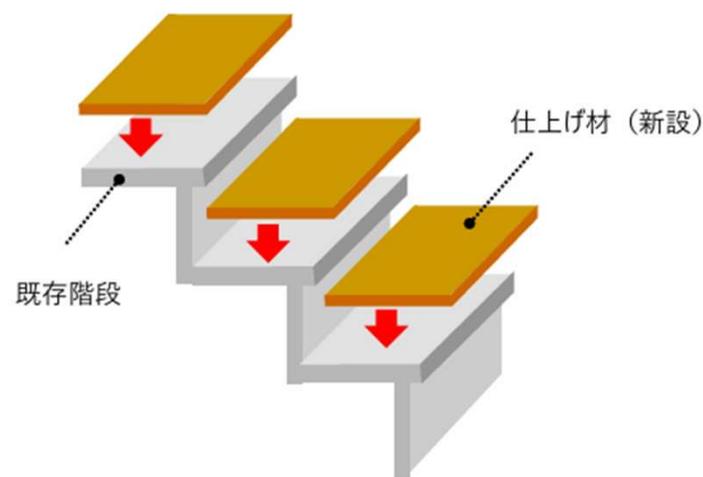


図2 階段改修イメージ

2. 構造関係規定等の改正概要

(1) 壁量基準等の改正【令和7(2025)年4月1日施行】

木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化等に対応するため、必要な壁量や柱の小径等の基準が改正されます。本書で対象としている建築物（階高3.5 m以下の木造軸組構法）に関連する改正概要や支援ツールは以下のとおりです。詳細は第3章を確認してください。

① 必要壁量の基準（令第46条第4項）

- ・ 建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、地震力に対する必要壁量を算定します。また、太陽光発電設備等を設置する場合、その荷重を考慮します。
- ・ 必要壁量の算定を支援するためのツールとして以下を用意しています。



A：主要な壁、屋根の仕様、階高等に応じて、算定式によりあらかじめ算定した床面積当たりの必要壁量を一覧表にした「早見表」

B：壁、屋根の仕様、太陽光パネルの有無に応じて算定式を用いて、床面積当たりの必要壁量を算定できる「表計算ツール」

※風圧力に対する規定は現行のままです。

② 存在壁量の基準 (令第 46 条第 4 項)

- ・ 基本的に、腰壁や垂れ壁等の準耐力壁等を存在壁量に算入することができます。

③ 柱の小径の基準 (令第 43 条第 1 項)

- ・ 建築物の荷重の実態に応じて、算定式により柱の小径や小径別の柱の負担可能な床面積を算定します。
- ・ 柱の小径や柱の負担可能面積の算定を支援するためのツールとして、以下を用意しています。

A：主要な壁、屋根の仕様、階高等に応じて、算定式によりあらかじめ算定した床面積当たりの柱の小径を一覧表にした「早見表」

B：壁、屋根の仕様、太陽光パネルの有無に応じて算定式に基づき、柱の小径や柱の負担可能面積を算定できる「表計算ツール」

3. 建築物省エネ法の改正概要

(1) 省エネ基準への適合義務の対象拡大 [令和7(2025)年4月1日施行]

法改正により、全ての新築住宅・非住宅に、省エネ基準への適合が義務付けられます。

	改正前		改正後	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4~	届出義務	適合義務 2017.4~	適合義務
中規模	適合義務 2021.4~	届出義務	適合義務 2021.4~	適合義務
小規模 300㎡未満	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務

図 1-8 基準適合に係る規制の概要

義務付けられる省エネ基準の内容は、建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準と、住宅においては、品確法に基づく住宅性能表示制度の断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4に相当する基準となります。



(2) 既存建築物の取扱い

既存建築物については、省エネ基準への適合は求められません。

また、既存建築物を増改築する場合には、当該増改築部分についてのみ省エネ基準への適合が求められます。

修繕・模様替を行う場合も省エネ基準への適合は不要です。

1. 本章の構成と概要

(1) 本章の対象とする構造・構法

本章で対象としているのは、以下の全てを満たす、「新築で木造の一戸建て住宅」です。

- ・ 階数が2以下
- ・ 延べ面積が300㎡以下
- ・ 高さが16 m以下
- ・ 階高が3.5 m以下
- ・ 木造軸組構法
- ・ 平面形状や断面形状が著しく特殊でないもの
- ・ 基礎が鉄筋コンクリート
- ・ 構造計算を行わず、仕様規定のみで構造安全性の確認を行うもの

P.144 に、本章が対象とする建築物の法令上の位置づけを示します。

なお、構造関係規定の一部として、ただし書き等に基づいて行う構造計算（平12建告第1347号第1の基礎の構造方法の適用除外、令第46条第2項の適用等）は本書では解説していません。

(2) 構造の安全性を確認する 5つのステップ

構造の安全性の確認は、以下の5つのステップで行います。

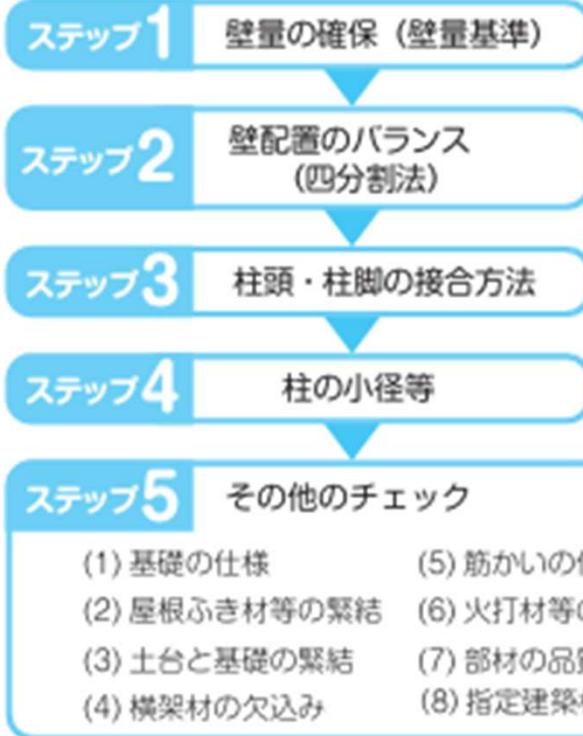


図 3 - 1 構造の安全性を確認する 5つのステップ

(3) 構造の安全性を確認するチェックリスト

構造の安全性のチェックの内容は、下表のとおりです。各内容の詳細は本書の解説を参照してください。

また、表中の「ただし書き」の内容は本書では解説していませんので、P.170 の図書を参考にしてください。

表3-1 構造の安全性を確認するチェックリスト

確認項目	確認内容	根拠法令等	解説
1 壁量の確保 (壁量基準)	<input type="checkbox"/> 階ごと、方向ごとに、存在壁量が地震力及び風圧力に対する必要壁量以上であることを確認	令第46条 第1項 第4項	P.82
2 壁配置のバランス (四分割法)	<input type="checkbox"/> 四分割法により耐力壁・準耐力壁等の配置のバランスを確認 <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令第46条 第4項	P.96
3 柱頭・柱脚の 接合方法	<input type="checkbox"/> 耐力壁・準耐力壁等が取り付いている柱の柱頭・柱脚は、発生する応力に耐えられる接合方法(平12建告第1460号) <input type="checkbox"/> N値計算法 <input type="checkbox"/> 告示の仕様 <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令第47条 第1項	P.100
4 柱の小径等	<input type="checkbox"/> 柱の小径は横架材相互間の垂直距離×算定式による割合以上 <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令第43条 第1項	P.108
	<input type="checkbox"/> 柱の有効細長比が150以下	令第43条 第6項	P.112
	<input type="checkbox"/> 柱の断面積の1/3以上を欠き取る場合には金物等により補強	令第43条 第4項	P.114
	<input type="checkbox"/> 2階建ての隅柱または隅柱に準ずる柱は通し柱、または同等以上の補強	令第43条 第5項	P.114
5-1 基礎の仕様	<input type="checkbox"/> 基礎の構造方法・地盤の種別等を設計図書に明示	規則第1条の3表2	P.115
	<input type="checkbox"/> 地耐力(地盤の長期許容応力度)に応じた基礎構造を選択 <input type="checkbox"/> 布基礎 <input type="checkbox"/> べた基礎 <input type="checkbox"/> 基礎くい <input type="checkbox"/> ただし書き	令第38条	P.117
	<input type="checkbox"/> 基礎構造ごとに定められた仕様 <input type="checkbox"/> 構造計算	令第38条 令第38条 第4項	P.117
5-2 屋根ふき材等の緊結	<input type="checkbox"/> 屋根ふき材や外装材等は、風や地震などの震動や衝撃によって脱落しないように固定	令第39条	P.121
5-3 土台と基礎の緊結	<input type="checkbox"/> 1階柱の下部には土台を設置 <input type="checkbox"/> ただし書き	令第42条 第1項	P.122
	<input type="checkbox"/> 土台を基礎に緊結 <input type="checkbox"/> ただし書き	令第42条 第2項	P.122
5-4 横架材の欠込み	<input type="checkbox"/> はりやけたの中央部付近の下側に耐力上支障のある欠込みをしない	令第44条	P.123
5-5 筋かいの仕様	<input type="checkbox"/> 引張り筋かいは厚さ1.5cm以上幅9cm以上の木材、径9mm以上の鉄筋等を使用。圧縮筋かいは厚さ3cm以上幅9cm以上の木材等を使用	令第45条 第1項 第2項	P.124
	<input type="checkbox"/> 筋かい端部の仕様の選択(平12建告第1460号第1号)	令第45条 第3項 令第47条 第1項	P.125
	<input type="checkbox"/> 筋かいは欠込みをしない(ただし、筋かいをたすき掛けが必要な補強を行ったときはこの限りでない)	令第45条 第4項	P.126
5-6 火打材等の設置	<input type="checkbox"/> 床組及び小屋ばり組の隅角部には、火打材等を設置(または構造用合板直張り等による剛床仕様) <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令第46条 第3項	P.127
	<input type="checkbox"/> 小屋組には小屋筋かい、雲筋かいなどの振れ止めを設置 <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令第46条 第3項	P.128
5-7 部材の品質と耐久性 の確認	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分には腐食・腐朽・摩損しにくい材料、有効なさび止め・防錆・摩損防止措置をした材料を使用	令第37条	P.130
	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分には、節・腐れ・繊維の傾斜・丸身等による耐力上の欠点がない木材を使用	令第41条	P.130
	<input type="checkbox"/> 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造(鉄網モルタル塗り等)の下地には、防水紙等を使用	令第49条 第1項	P.131
	<input type="checkbox"/> 柱、筋かい及び土台のうち、地面から1m以内の部分に防蟻措置を行い、必要に応じて防蟻措置	令第49条 第2項	P.131
5-8 指定建築材料のJIS・JAS等への適合	<input type="checkbox"/> 指定建築材料がJIS・JAS等に適合	法第37条	P.132

(6) 壁量基準等の改正の概要

省エネ化等による建築物の重量化等に対応するため、壁量や柱の小径の基準を改正します。
本書で対象としている2階建て、階高3.5 m以下の木造軸組構法の住宅における改正概要や支援ツールを紹介します。

① 壁量基準の改正

●仕様の実態に応じて必要壁量を算定します

従来は、いわゆる「軽い屋根」「重い屋根」といわれる2つの区分に応じて、地震力に対する必要壁量を算定していました。

改正後の壁量基準では、建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、地震力に対する必要壁量を算定します。太陽光発電設備等を設置する場合は、その荷重を考慮します。

●地震力に対する床面積あたりの必要壁量を算定するための支援ツールを活用できます

表3 - 2 地震力に対する床面積あたりの必要壁量を算定する2つの支援ツール

方法	概要
A 早見表	住宅の仕様等に対応した早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択し、その表から床面積あたりの必要壁量を選択します。
B 表計算ツール	表計算プログラム上で、A 早見表よりも詳細な情報を、入力または選択することで、床面積あたりの必要壁量が自動計算されます。 A 早見表よりも精緻な算定が可能です。

●準耐力壁等を存在壁量に算入することができます

準耐力壁等（耐力壁としての仕様を満たしていないが、一定の耐力を期待できる壁）を存在壁量に算入することができます。

②柱の小径の基準の改正

●仕様の実態に応じて柱の小径を算定します

壁量基準と同様に、建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、柱の小径の最小寸法や柱の負担可能な床面積を算定します。

●柱の小径を算定するための支援ツールを活用できます

表3-3 柱の小径を算定する2つの支援ツール

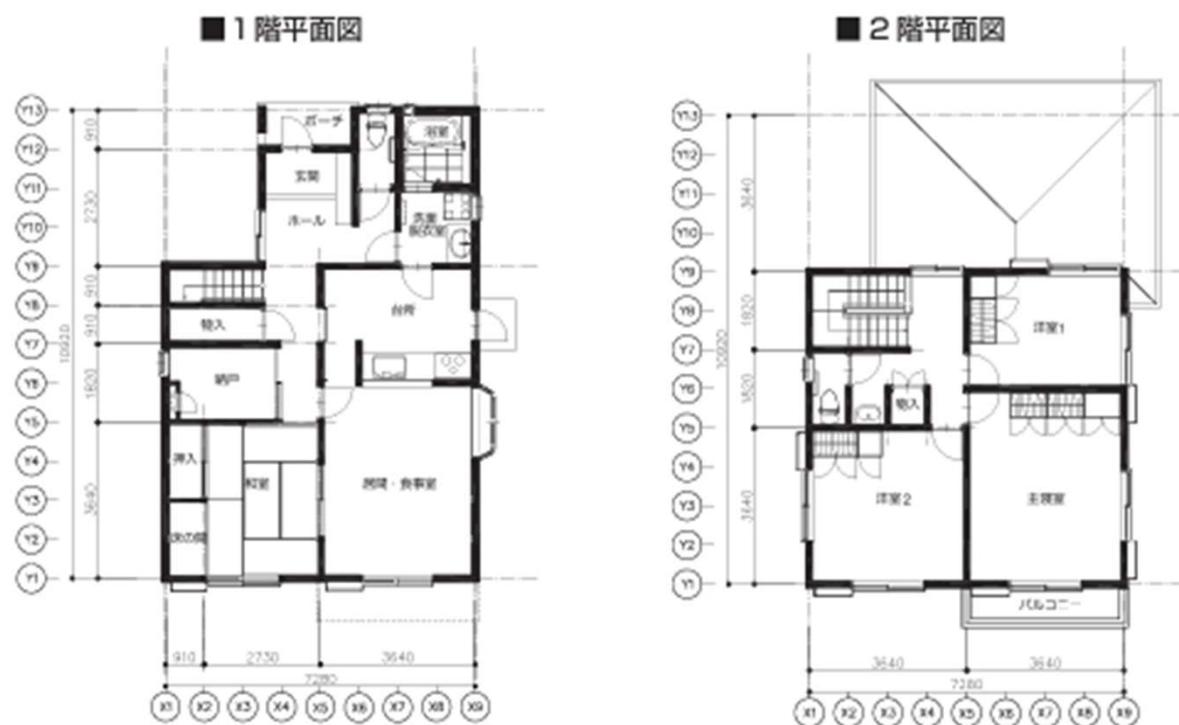
方法	概要
A 早見表	住宅の仕様等に対応した早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択し、その表から柱の小径を選択します。
B 表計算ツール	表計算プログラム上で、A 早見表よりも詳細な情報を、入力または選択することで、柱の小径の最小寸法が自動計算されます。 A 早見表よりも精緻な算定が可能です。 また、柱の小径に応じて柱の負担可能な床面積についても、自動計算が可能です。

(3) 作成例の概要

本章では、仕様規定により構造安全性の確認を行う（準耐力壁等を壁量に算入）新築の木造一戸建て住宅（軸組構法）[※]を作成例として用いています。

※準耐力壁等の壁量が少なく、準耐力壁等の壁倍率が小さい、一般的な住宅。

ここでは準耐力壁等を壁量判定には算入していますが、準耐力壁等の壁量が必要壁量 1/2 に満たず、壁倍率が 1.5 倍に満たないため、四分割法、N 倍計算法に準耐力壁等を算入していません。



■建物概要

構造	木造軸組構法	床面積 (建築基準法)	1階床面積	69.22㎡
階数	2階建て		2階床面積	52.99㎡
最高高さ	8.11m		延べ面積	122.21㎡
軒の高さ	6.40m		容積対象床面積	122.21㎡
建築面積	71.21㎡	建蔽率 / 容積率		43.16% / 74.07%

■南側立面図



■東側立面図



■外部仕上表

部 位	下地・仕上	備 考
基 礎	べた基礎	
外 壁	窯業系サイディングボード 厚 18(通気構造)	防火時間 30 分(認定番号: PC030BE -○○○○)
軒 裏	繊維混入けい酸カルシウム板 厚 11	防火時間 30 分(認定番号: QF030RS -○○○○)
外部開口部	アルミ製ドア、アルミ製サッシ	防火時間 20 分(認定番号: 認定番号: EB -○○○○、 □□□□)
	複層ガラス A12 (網入り厚 6.8 含)	防火設備
屋 根	野地板: 構造用合板 特類 厚 12	
	改質アスファルトルーフィング	
	粘土瓦	

2. 壁量の確保 (壁量基準)



建築基準法で定められている地震力及び風圧力に対する必要な壁の量（必要壁量）を、計画している耐力壁・準耐力壁等の量（存在壁量）が上回っていることを、階ごと、方向ごとに確認します。

[昭56年建告第1100号]

(1) 必要壁量の算出

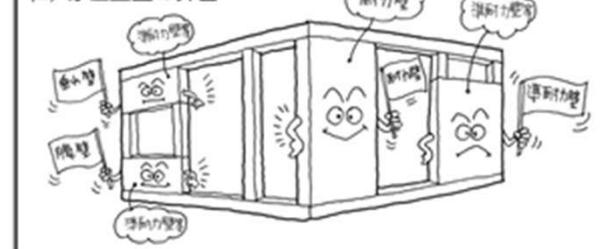
地震力に
対する
必要壁量

風圧力に
対する
必要壁量

(3) 判定



(2) 存在壁量の算出



(1) 地震力に対する必要壁量の算出

① 地震力に対する必要壁量の算出方法

床面積から、各階の地震力に対する必要壁量を算出します。

$$\begin{array}{rcccl} \text{地震力に対する必要壁量} & = & \text{各階の床面積} & \times & \text{床面積あたりの必要壁量} \\ (\text{cm}) & & (\text{m}^2) & & (\text{cm/m}^2) \end{array}$$

ここでいう各階の床面積とは、令第2条に定める床面積を指します。（床面積に関する配慮事項は P.86 参照）

② 床面積あたりの必要壁量

床面積あたりの必要壁量を算定するための支援ツールとして、方法 A 早見表と方法 B 表計算ツールが用意されています。各方法の概要は P.81 の表 3- 2 のとおりです。

方法 A 早見表

住宅の仕様等に対応した早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択し、その表の中から床面積あたりの必要壁量を選択します。

早見表は以下の URL または右の QR コードから入手できます。

<https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>



公益財団法人日本住宅・木材技術センターのホームページ



公益財団法人
日本住宅・木材技術センター

文字サイズ: **標準** 大 特大

googleキーワード検索



 お問い合わせ

HOME

財団について

認定・認証

評価・試験

出版物・セミナー

調査・研究

壁量等の基準(令和7年施行)に対応した設計支援ツール

2025年4月(予定)から小規模の木造建築物の壁量(令第46条関連)・柱の小径(令第43条関連)の基準が変わります。

当センターでは、国土交通省からの要請を受け、壁量等の基準(令和7年施行)に対応した在来軸組工法用の設計支援ツールを整備し、公開することとしています。

本ツールは、令第46条第4項に規定する階の床面積に乗ずる数値、令第43条第1項及び第6項に規定する柱の必要小径及び柱の負担可能面積を算出することができます。

ツールの種類には、①表計算ツール、②早見表の2つがあり、お使いの際にはどちらかを選択していただくこととなります。

①は、下記よりダウンロードした表計算ツールに建築物の諸元を入力することによって設計内容に沿った算定値を算出することができます。一方、②では一定の条件の元、該当する早見表から階の床面積に乗ずる数値や柱の小径を選択する簡易な方法となります。

本ツールが設計者及び審査の方々の一助となれば幸いです。



方法A 早見表の使用方法

【早見表は全部で42種類】

壁量等の基準(令和7年施行)に対応した早見表(↓下記より該当の条件を選択、アイコン)

1. 太陽光発電設備等「あり」

■試算No.1~21

	2階の床面積/1階の床面積 (※平屋の場合は、どの面積比のシートを選んでも良い。)						
仕様① 2F:3.2m以下 1F:3.2m以下	No.1 0/100超え 20/100未満 	No.2 20/100以上 40/100未満 	No.3 40/100以上 60/100未満 	No.4 60/100以上 80/100未満 	No.5 80/100以上 100/100未満 	No.6 100/100 	No.7 100/100超え 120/100以下 
仕様② 2F:2.9m以下 1F:3.0m以下	No.8 0/100超え 20/100未満 	No.9 20/100以上 40/100未満 	No.10 40/100以上 60/100未満 	No.11 60/100以上 80/100未満 	No.12 80/100以上 100/100未満 	No.13 100/100 	No.14 100/100超え 120/100以下 
仕様③ 2F:2.8m以下 1F:2.9m以下	No.15 0/100超え 20/100未満 	No.16 20/100以上 40/100未満 	No.17 40/100以上 60/100未満 	No.18 60/100以上 80/100未満 	No.19 80/100以上 100/100未満 	No.20 100/100 	No.21 100/100超え 120/100以下 

早見表は以下の3つの仕様に基づき選択する。

1、太陽光発電設備等 : 「あり」「なし」

2、階高の仕様 :

仕様① 2F:3.2m以下、1F:3.2m以下

仕様② 2F:2.9m以下、1F:3.0m以下

仕様③ 2F:2.8m以下、1F:2.9m以下

3、2階の床面積/1階の床面積 :

- ・ 0/100超え20/100未満
- ・ 20/100超え40/100未満
- ・ 40/100超え60/100未満
- ・ 60/100超え80/100未満
- ・ 80/100超え100/100未満
- ・ 100/100 【総2階タイプ】
- ・ 100/100超え120/100未満

※ 太陽光2種 × 階高3種 × 床面積比7種
=42種類

手順1：早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択します

- ・太陽光発電設備等の有無
- ・1・2階の階高
- ・床面積比（1階の床面積に対する2階の床面積の比）

図解No.
32
ver1.0

1. 基本情報

項目	値	入力の意味等
2階階高	2.9 m以下	2階床・軒上階～2階床梁上端までの距離
1階階高	3.0 m以下	1階土台上階～2階床梁上端までの距離
標準せん断力係数 C_d	0.2	地震補強であるとして行政庁が0.3と指定している場合は下記の床面積に乗じる値を1.5倍すること（不明な場合は特定行政庁に確認）。
太陽光発電設備等	なし	全国標準 床面積当たりの発電2600Wh/m ² を想定
床面積比	60/100以上 80/100未満	2階の床面積/1階の床面積（小規模建物を含む）
柱の仕様	すば、角等径材	すば、角等径材（平成12年建設省告示第1452号第5号）を前提として算定。

2. 単位面積当たりの必要壁量 α (単位: cm/m²)と柱の小径 d_c (mm)の早見表

屋根と外壁の仕様		屋根面積当たりの必要壁量 α (単位: cm/m ²) 令第46条第4項、第56条第1100号第三				柱の小径 d_c (mm) 令第43条第1項、第6項、第12条第1349号第一第二項					
屋根の仕様	外壁の仕様	平均	2階建て		平均		1階		2階		
			1階	2階	d_c (mm) 以上	d_c (mm) 以上	d_c (mm) 以上	d_c (mm) 以上			
瓦屋根（ふき土版）	土塗り壁等	23	45	31	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
瓦屋根（ふき土版）	モルタル等	22	44	30	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
瓦屋根（ふき土版）	サイディング	20	39	27	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
瓦屋根（ふき土版）	金属板張	20	37	26	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
瓦屋根（ふき土版）	下見板張	19	35	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
スレート屋根	土塗り壁等	20	42	27	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
スレート屋根	モルタル等	19	41	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
スレート屋根	サイディング	17	36	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
スレート屋根	金属板張	17	34	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
スレート屋根	下見板張	16	32	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ぶき	土塗り壁等	16	39	23	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
金属板ぶき	モルタル等	16	37	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ぶき	サイディング	14	32	19	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ぶき	金属板張	13	31	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ぶき	下見板張	12	28	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90	

*柱の小径 d_c は、角等径材を指す。

手順2：計画している住宅の仕様に該当するものを選択します

- ・屋根：瓦屋根、スレート屋根、金属板ぶき
- ・外壁：土塗り壁等、モルタル等、サイディング、金属板張、下見板張

手順3：住宅の階数に応じて、床面積あたりの必要壁量を選択します

3-2 早見表の例と使用手順

早見表の注意事項

- ① 特定行政庁が、地盤が著しく軟弱な区域として指定した地域では、床面積あたりの必要壁量を 1.5 倍する必要があります。指定の有無は、特定行政庁に確認してください。

[昭55 建告第1793号]

- ② 早見表の対象範囲から外れる場合（階高が 3.2 m を超える場合、床面積比が 120/100 を超える場合等）は、方法 B 表計算ツールを使用してください。

方法 B 表計算ツール

表計算プログラム上で必要な情報を入力または選択すると、床面積あたりの必要壁量が自動計算されます。

表計算ツールは、P.83 の URL または QR コードから入手できます。

表計算ツールの詳細については、表計算ツールのマニュアルを参照してください。

壁量等の基準(令和7年施行)に対応した表計算ツール(2階建て用)(在来軸組工法用)

ver1.0

作成日		物件名	
設計者		登録番号	氏名
建築士事務所名	事務所	登録番号	知事 登録第

※使い方：緑の枠に必要事項を入力するとオレンジの枠に結果が出力されます。

1. 単位面積当たりの必要壁量 L_w (単位 cm/m^2) (令第46条第4項、昭56建告第1100号第三)

項目	入力欄	入力の注意点等	
		入力欄	
2階階高 h_2 (m)		小屋梁・桁上端～2階床梁上端までの距離	
1階階高 h_1 (m)		2階床梁上端～1階土台上端までの距離	
標準せん断力係数 C_0		軟弱地盤の指定がある場合は0.3 (不明な場合は特定行政庁に確認)	
2階床面積 (m^2)		小屋裏面積を含める。	
1階床面積 (m^2)		小屋裏面積を含める。	
屋根の仕様		ブルダウン選択	
外壁の仕様		ブルダウン選択	
太陽光発電設備等 (N/m^2)		太陽光発電設備等の質量を任意入力したい場合は「あり(任意入力)」 ^{a2} をプルダウン選択し、右欄(緑)にその質量を入力する。	下記への入力は不要です。 設備等の質量 (kg)
天井断熱材 (N/m^2)		断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。	下記への入力は不要です。 密度 (kg/m^3) 厚さ(mm)
外壁断熱材 (N/m^2)		断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。異なる断熱材を重ねて使用する場合には2段に分けて記載する。	下記への入力は不要です。 密度 (kg/m^3) 厚さ(mm)

^{a1}: 固定荷重・積載荷重の根拠は [こちら](#)。

^{a2}: 屋根面積に対しての均し荷重として算定される。

出力結果	単位床面積当たりの必要壁量 (方法①)	1階	2階

2. 柱の小径 (令第43条第1項、第6項、平成12建告第1349号第一第2項)

2-1～2-3の3とおりの算定方法があります。

採用する算定方法のタイトル横のチェックボックスに☑をご記入ください。

☑ 2-1 算定式と有効軸長比より柱の小径を求める場合

算定方法における前提条件と注意事項は [こちら](#)。

階	出力結果	
	d_e/l ^{a3}	柱の小径 $d_{c,eq}$ ^{a4} (m以上)
2階		
1階		



^{a3}: 柱の必要小径 d_e /横架材間距離 l

^{a4}: すぎ、無等緑材 (平成12年建設省告示第1452号第5号) を前提として算定。解説・注意事項は [こちら](#)。

☐ 2-2 樹種等を選択し、算定式と有効軸長比より柱の小径を求める場合

算定方法における前提条件と注意事項は [こちら](#)。

階ごとに①～④の4種類までの柱材が選択できます。

柱材の種類	入力値			出力結果	
	JAS規格	樹種等	等級等(積層数)	圧縮の基準強度 F_c (N/mm ²)	柱の小径 (mm以上)
2階	①			該当なし	
	②			該当なし	
	③			該当なし	
	④	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材等		使用する場合は基準強度を記入	
1階	①			該当なし	
	②			該当なし	
	③			該当なし	
	④	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材等		使用する場合は基準強度を記入	

☐ 2-3 柱の小径別に柱の負担可能面積を求める場合

算定方法における前提条件と注意事項は [こちら](#)。

階ごとに①～③の3種類までの柱材が選択できます。

数値入力することによって任意の断面寸法を設定することができます。

柱材の種類	入力値			出力結果：柱の負担可能面積 (m ²)						
	JAS規格	樹種※	等級	圧縮の基準強度 F_c (N/mm ²)	105角 長辺・短辺 (mm)	120角 長辺・短辺 (mm)	任意入力① (mm)	任意入力② (mm)	任意入力③ (mm)	任意入力④ (mm)
2階 外周部の柱*	①									
	②									
	③	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材等		使用する場合は基準強度を記入						
2階 内部の柱	①									
	②									
	③	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材等		使用する場合は基準強度を記入						
1階 外周部の柱*	①									
	②									
	③	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材等		使用する場合は基準強度を記入						
1階 内部の柱	①									
	②									
	③	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材等		使用する場合は基準強度を記入						

*外周部の柱とは外壁面に存する柱を指す。内部柱とは外壁に面しない柱を指す。

方法 B 表計算ツール

表計算プログラム上で必要な情報を入力または選択すると、床面積あたりの必要壁量が自動計算されます。

表計算ツールは、P.83 の URL または QR コードから入手できます。

表計算ツールの詳細については、表計算ツールのマニュアルを参照してください。

入力欄に必要な事項を入力または選択します

作成日	年 月 日	物件名			ver 1.0
設計事務所名		作成者		建築士の種類	

※使い方：灰色の枠に必要な事項を入力すると、青色の枠に結果が出力されます。

1. 階の床面積に乗ずる数値(単位 cm/m²) (令第46条第4項)

入力値	項目	入力欄	入力の注意点等	
	2階階高(m)	2.90	2階梁・桁上端～2階床梁上端までの距離	
1階階高(m)	3.00	1階土台上端～2階床梁上端までの距離		
標準せん断力係数C ₀	0.2	軟弱地盤の指定がある場合は0.3(不明な場合は特定行政庁に確認)		
2階床面積(m ²)	53	(ここでは小屋裏面積は含めなくともよい。)		
1階床面積(m ²)	69	(ここでは小屋裏面積は含めなくともよい。)		
屋根の仕様	瓦屋根(ふき土無)	ブルダウン選択		
外壁の仕様	サイディング	ブルダウン選択		
太陽光発電設備等(N/m ²)	なし(0)	太陽光発電設備等の質量を任意入力したい場合は「あり(任意入力)」をブルダウン選択し、右欄(灰色)にその質量を入力する。	下記への入力は不要です。 設備等の質量(kg)	
天井断熱材(N/m ²)	任意入力	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をブルダウン選択し、右欄(灰色)に値を入力する。	密度(kg/m ³)	厚さ(mm)
			16	200
外壁断熱材(N/m ²)	任意入力	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をブルダウン選択し、右欄(灰色)に値を入力する。	密度(kg/m ³)	厚さ(mm)
			16	105

出力結果	【階の床面積に乗ずる数値】 (方法①)	1階	2階
		37	25

床面積あたりの必要壁量が表示されます

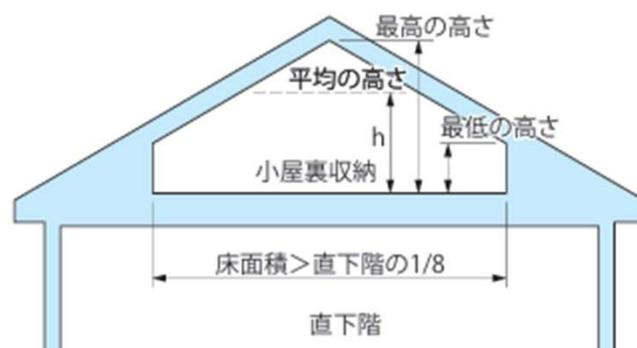
③小屋裏収納がある場合の床面積の補正

小屋裏収納の床面積が直下階の床面積の 1/8 を超える場合は、以下の面積 (a) を各階の床面積に加えます。

$$\text{各階に加算する床面積 (a) (m}^2\text{)} = \frac{\text{小屋裏収納の内法高さの平均 } h \text{ (m)}}{2.1 \text{ (m)}} \times \text{小屋裏収納の床面積 (m}^2\text{)}$$

[昭56 建告第1100号]

2 階建ての場合、2 階だけでなく 1 階にも加えることに注意してください。



各階の必要壁量は、上記の a を加えた床面積に、「床面積に乗ずる値」をかけて求めます。

(2) 風圧力に対する必要壁量の算出

建築物の風を受ける面の面積（見付け面積）から、各階・各方向の風圧力に対する必要壁量を算出します。

$$\begin{array}{l} \text{風圧力に対する必要壁量} \\ (\text{cm}) \end{array} = \begin{array}{l} \text{見付け面積} \\ (\text{m}^2) \end{array} \times \begin{array}{l} \text{見付け面積に乗ずる値} \\ (\text{cm/m}^2) \end{array}$$

①見付け面積の算出

ここで算出する見付け面積は、各階の床面から1.35 m以下の部分を除いた面積です。また、見付け面積は、壁の厚さや屋根の厚さを考慮して算出します。

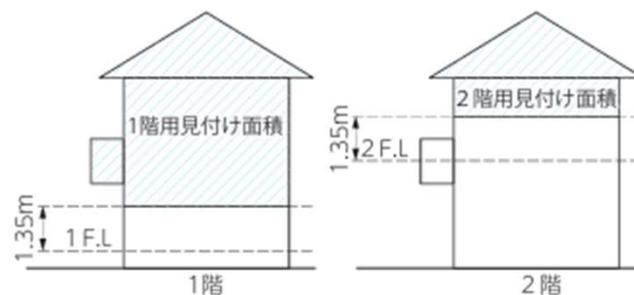


図 3 - 6 見付け面積の算出

(3) 必要壁量の決定

各階・各方向の地震力に対する必要壁量と、風圧力に対する必要壁量を比較して、大きい値を必要壁量とします。

●作成例における必要壁量

表3 - 5 作成例における必要壁量

階・方向	地震力に対する床面積当たりの必要壁量			風圧力に対する見付け面積当たりの必要壁量			必要壁量の決定			
	床面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	見付け面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	地震力 (cm)	記号	風圧力 (cm)	必要壁量 (cm)
	A	B	C = A × B	D	E	F = D × E	C		F	G
2階X方向	53.00	27	1,431.00	19.04	50	952.00	1,431.00	>	952.00	1,431.00
2階Y方向			1,431.00			19.04	952.00	1,431.00	>	952.00
1階X方向	69.23	39	2,699.97	51.05	50	2552.50	2,699.97	>	2,552.50	2,699.97
1階Y方向			2,699.97	41.02		2,051.00	2,699.97	>	2,051.00	2,699.97

作成例の場合、2階X・Y方向、1階Y方向は地震力、1階X方向は風圧力に対する必要壁量が大きいため、各々大きい方の必要壁量を採用します。

(4) 存在壁量の算出

平面図から、耐力壁・準耐力壁等の壁倍率と長さを拾い出し、各階・各方向の存在壁量を算出します。

$$\text{存在壁量 (cm)} = \{ \text{耐力壁・準耐力壁等の壁倍率} \times \text{耐力壁・準耐力壁等の長さ (cm)} \} \text{の合計 (cm)}$$

① 耐力壁の種類と壁倍率

耐力壁の種類と壁倍率は昭56 建告第1100号に示されています。

耐力壁を使用する場合は、耐力壁ごとに指定されている面材や筋かいの種類、規格、面材厚さ、くぎの種類、くぎの間隔等を守ることが必要です。

このほかに、大臣認定を取得した耐力壁もあり、仕様・壁倍率は認定内容によります。大臣認定耐力壁には適用範囲（使用できる条件等）がありますので、注意してください。

同じ壁に複数の仕様が併用されている耐力壁では、その壁倍率を合算することができます（例：2.0倍の片筋かい耐力壁と2.5倍の構造用合板を合わせて4.5倍）。ただし、合算した場合の上限は7倍です。

②階高が 3.2 m を超える場合の筋かいの壁倍率低減

階高が3.2 mを超える場合には、筋かいの壁倍率に、次の低減係数 (a_h) を乗じます。

$$\text{低減係数 } (a_h) = 3.5 \times \frac{\text{柱間隔}}{\text{階高}}$$

[昭56 建告第1100号]

筋かい耐力壁の高さが高くなると、所定の壁倍率が発揮できないことが実験で明らかとなっているため、階高が3.2 mを超える場合には、筋かいの壁倍率を低減する必要があります。なお、柱間隔が大きく、低減係数が1.0を超える場合には、低減係数を1.0とします。

例えば、階高3,300 mm、柱間隔910 mmの場合、低減係数 (a_h) は、 $3.5 \times 910 / 3,300 = 0.965$ → 小数第3位を切り捨て0.96 となります。

壁倍率2.0 倍の筋かいの場合、 $2.0 \times 0.96 = 1.92$ → 小数第2位を切り捨て1.9 倍となります。

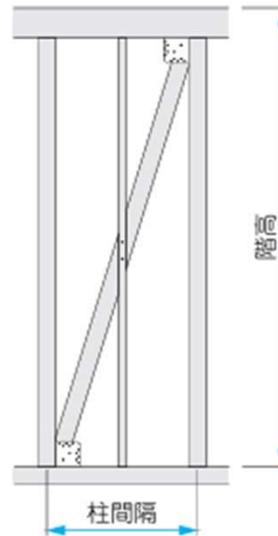


図 3-8 階高と柱間隔

③ 準耐力壁等の種類と壁倍率

準耐力壁の種類と壁倍率は、昭56 建告第1100 号に示されています。

準耐力壁等の壁量は、基本的に、各階・各方向の必要壁量の1/2以下の範囲内で、任意に算入することができます。

準耐力壁等とは、耐力壁としての仕様を満たしていないが、一定の耐力を期待できる壁をいいます。

準耐力壁等には、「準耐力壁」と「垂れ壁・腰壁」の2つがあり、基準や壁倍率は以下のとおりです。

表3-7 準耐力壁等の基準・倍率

	準耐力壁等	
	準耐力壁	垂れ壁・腰壁
☒		
基準	<ul style="list-style-type: none"> ・材料：面材・木ずり等 ・くぎ打ち：柱・間柱にくぎ打ち^{※1} ・幅：90cm以上 ・高さ：一続きで横架材相互間の垂直距離の80%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・材料：面材・木ずり等 ・くぎ打ち：柱・間柱にくぎ打ち^{※1} ・幅：一続きで90cm以上かつ2m以下 ・高さ：一続きで36cm以上 ・両側に耐力壁または準耐力壁があること

●準耐力壁等を存在壁量に算入する場合の取り扱い

準耐力壁等の壁量が少なく、かつ準耐力壁等の壁倍率が小さい場合は、基本的に、壁配置のバランスの確認（四分割法）、柱頭・柱脚の接合方法の確認（N 値計算法等）において、準耐力壁等の影響を考慮しません。

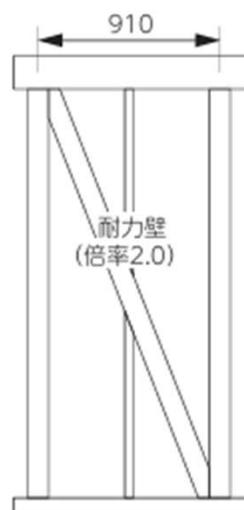
表 3 - 8 準耐力壁等の割合と四分割法・N 値計算法等の方法

	各階・各方向の必要壁量に対する準耐力壁等の割合が 1/2 以下の場合
壁配置のバランスの確認 (四分割法)	耐力壁のみでバランスを確認 (準耐力壁等を側端部分の存在壁量に算入しない)
柱頭・柱脚の接合方法の確認 (N 値計算法等)	耐力壁のみで接合方法を確認 (準耐力壁等の倍率を 0 として N 値計算) (ただし壁倍率が 1.5 倍を超える準耐力壁等は、当該準耐力壁等の倍率で N 値計算)

各階・各方向のいずれかにおいて、必要壁量の 1/2 を超えて準耐力壁等を算入する場合は、準耐力壁等を設ける柱の安全性の検証等を行う必要があります。特殊な事例となるため、本書の解説の対象外とします。

③ 耐力壁・準耐力壁等の集計

耐力壁・準耐力壁等の壁倍率に壁長さを乗じたものを、各階・各方向で集計します。



存在壁量 = (壁倍率 × 壁長さ) の合計

$$\begin{array}{rcccl} \text{壁倍率} & & \text{壁長さ} & & \text{存在壁量} \\ = & 2.0 & \text{倍} & \times & 91 \text{ cm} & = & 182 \text{ cm} \end{array}$$

図 3 - 12 存在壁量の算出方法

一つの軸組に複数の種類の耐力壁・準耐力壁等を併設できますが、計算に算入できる壁倍率の上限は7倍です。

●作成例における耐力壁・準耐力壁等の集計

耐力壁、準耐力壁等の仕様を一覧で整理します。

表3 - 9 耐力壁・準耐力壁仕様一覧

種類	壁記号	材種名	基準倍率	係数	開口有無	開口高さ (cm)	取付高さ (cm)	下地貼材高さ (cm)	垂壁高さ (cm)	腰壁高さ (cm)	下地貼材実高さ (cm)	構架材間内法寸法 (cm)	有効壁倍率
耐力壁	A	筋かい(45 × 90) (シングル)	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.00
	B	筋かい(45 × 90) (ダブル)	4.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.00
準耐力壁等	a	石膏ボード(床勝ち大壁)	0.9	0.6	無	0.0	0.0	240.0	240.0	0.0	240.0	284.4	0.45
	b	石膏ボード(床勝ち大壁)	0.9	0.6	無	0.0	0.0	240.0	240.0	0.0	240.0	273.0	0.47

・有効壁倍率 = 基準倍率 × 係数 × 下地貼材実高さ ÷ 構架材間内法寸法

各階・各方向の存在壁量を集計します。

表3 - 10 存在壁量の算定

階・方向	壁記号	有効壁倍率	壁長 (cm)	存在壁量 (耐力壁) (cm)	存在壁量 (準耐力壁等) (cm)	存在壁量 (合計) (cm)
2階/X方向	A	2.00	1,046.50	2,093.00		2,456.55
	b	0.47	773.50		363.55	
2階/Y方向	A	2.00	819.00	1,638.00		2,750.93
	B	4.00	182.00	728.00		
	b	0.47	819.00		384.93	
1階/X方向	A	2.00	773.50	1,547.00		4,381.65
	B	4.00	637.00	2,548.00		
	a	0.45	637.00		286.65	
1階/Y方向	A	2.00	910.00	1,820.00		4,556.83
	B	4.00	546.00	2,184.00		
	a	0.45	1,228.50		552.83	

各階・各方向において、準耐力壁等の存在壁量が必要壁量の1/2以下であることを確認します。

表3 - 11 準耐力壁等の必要壁量に対する割合の確認

階・方向	必要壁量 (cm)	存在壁量 (準耐力壁等) (cm)	B/A	判 定
	A	B	C	$C < 1/2$
2階X方向	1,431.00	363.55	0.26	OK
2階Y方向	1,431.00	384.93	0.27	OK
1階X方向	2,699.97	286.65	0.11	OK
1階Y方向	2,699.97	552.83	0.21	OK

(5) 壁量の判定

各階・各方向で、必要壁量 ≤ 存在壁量 であることを確認します。

一つでも不適合の場合は、耐力壁・準耐力壁等の量と配置を見直し、再計算を行い確認します。

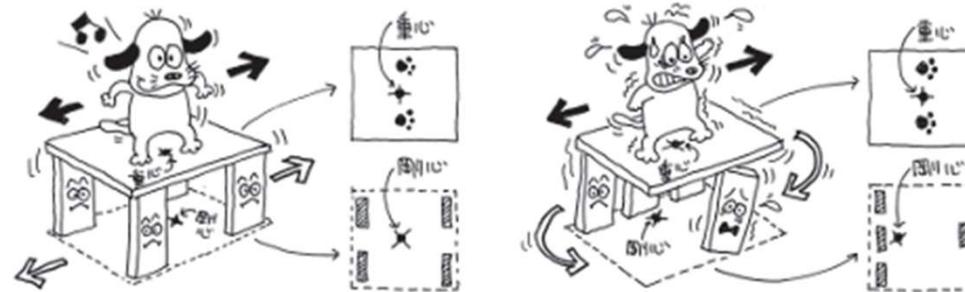
●作成例における壁量の判定

表3 - 12 壁量判定（必要壁量検討方法：A 早見表）

階・方向	地震力に対する床面積当たりの必要壁量			風圧力に対する見付け面積当たりの必要壁量			必要壁量の決定			存在壁量 (cm)	壁量判定 必要壁量 ≤ 存在壁量 G ≤ H	
	床面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	見付面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	地震力 (cm)	記号	風圧力 (cm)			必要壁量 (cm)
2階 X方向	53.00	27	1,431.00	19.04	50	952.00	1,431.00	>	952.00	1,431.00	2,456.55	OK
2階 Y方向			1,431.00	19.04		952.00	1,431.00	>	952.00	1,431.00	2,750.93	OK
1階 X方向	69.23	39	2,699.97	51.05	50	2,552.50	2,699.97	>	2,552.50	2,699.97	4,381.65	OK
1階 Y方向			2,699.97	41.02		2,051.00	2,699.97	>	2,051.00	2,699.97	4,556.83	OK

- ・風圧力の区分：一般地域
- ・各階ごとに、X方向、Y方向のそれぞれについて、CとFを比較して、大きい方をこの建築物の必要壁量として採用します。
- ・地震力の必要壁量は、「地盤割増」を含む（地盤割増：1.0）

3. 壁配置のバランス(四分割法)



四分割法によって、耐力壁の配置のバランスを確認します。

[令第46条第4項、昭56建告第1100号]

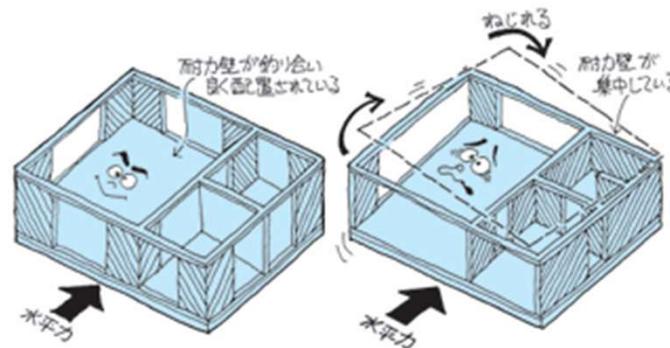
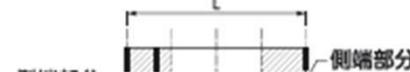


図 3-13 耐力壁の偏りによる建築物のねじれ

耐力壁の配置が偏っていると、地震力や風圧力が加わったときに、建築物がねじれて耐震性が損なわれます。壁配置のバランスを確認する方法として、昭56年建告第1100号第4に「四分割法」が定められています。

●側端部分とは？

- ・建築物の平面を1/4ごとに区切った両端



(1) 側端部分の必要壁量の算出

各階・各方向の側端部分の必要壁量を算出します。

$$\begin{array}{l} \text{側端部分の地震力に対する必要壁量} \\ \text{(cm)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{側端部分の床面積} \\ \text{(m}^2\text{)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{床面積あたりの必要壁量} \\ \text{(cm / m}^2\text{)} \end{array}$$

建築物の平面を1/4ごとに区切り、各階・各方向の側端部分の面積を求めます。
側端部分の床面積に、2 (1) ② (P.82) で選択した床面積あたりの必要壁量を乗じて、側端部分の必要壁量を算出します。

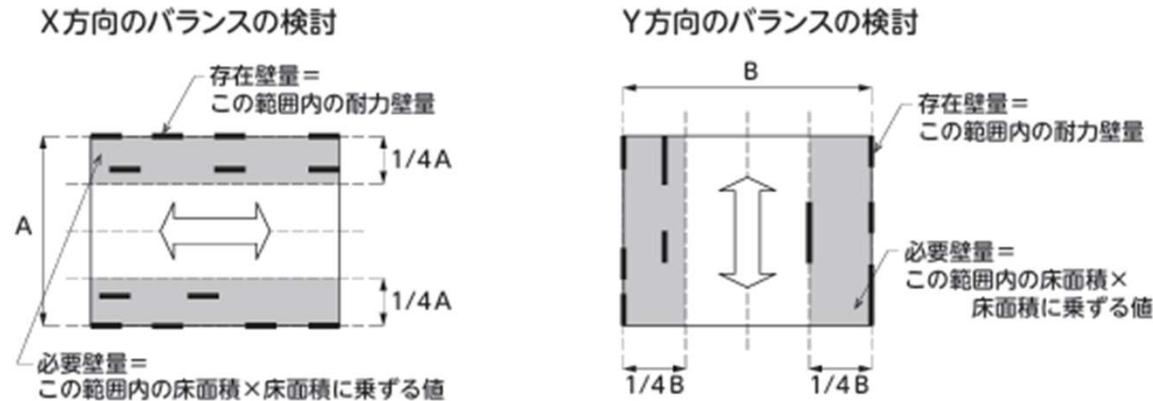


図 3 - 15 バランスの検討

(2) 側端部分の存在壁量の算出

側端部分の存在壁量を算出します。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{側端部分の存在壁量} & = & \{ \text{耐力壁の壁倍率} & \times & \text{耐力壁の長さ} \} & \text{の合計} & \\ (\text{cm}) & & & & & & (\text{cm}) \end{array}$$

本書の適用範囲では、側端部分の存在壁量の算出にあたって、準耐力壁等は算入しません。

(3) 壁量充足率と壁率比の算出

各階・各方向の側端部分について、壁量充足率と壁率比を算出します。

$$A \text{ 壁量充足率} = \frac{\text{存在壁量}}{\text{必要壁量}}$$



$$B \text{ 壁率比} = \frac{\text{壁量充足率の小さい側}}{\text{壁量充足率の大きい側}}$$

(4) バランスの判定

A 各階・各方向の側端部分の壁量充足率 > 1.0
 B 各階・各方向の側端部分の壁率比 ≥ 0.5 } どちらかを満たせば適合です。

●作成例における2階Y方向のバランスの判定

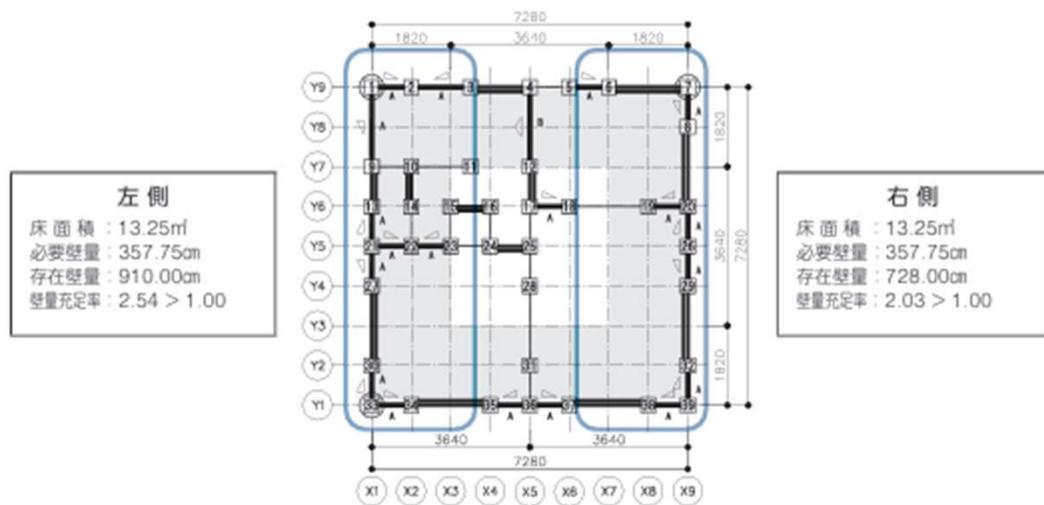


図 3-16 2階Y方向のバランス判定

表 3-13 四分割法判定

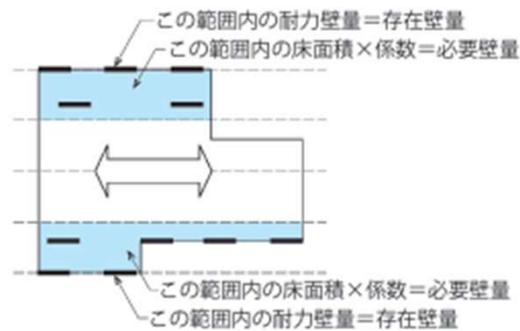
階	方向	位置	有効面積	壁量係数	地盤割増	必要壁量	存在壁量	壁量充足率	壁量充足率判定	壁量充足率がNGの場合のみ	
			①	②		④=①×②×③	⑤			⑥=⑤÷④	⑦=⑥小÷⑥大
2	X	上	13.25	27	1.0	357.75	637.00	1.78	OK	(0.87)	(OK)
		下	13.25	27	1.0	357.75	728.00	2.03	OK		
	Y	左	13.25	27	1.0	357.75	910.00	2.54	OK	(0.79)	(OK)
		右	13.25	27	1.0	357.75	728.00	2.03	OK		
1	X	上	11.68	20(*)	1.0	233.60	455.00	1.95	OK	(0.72)	(OK)
		下	19.88	39	1.0	775.32	1,092.00	1.41	OK		
	Y	左	13.25	39	1.0	516.75	1,456.00	2.82	OK	(0.83)	(OK)
		右	19.88	39	1.0	775.32	1,820.00	2.35	OK		

・壁量係数欄の(*)は2階が乗らない領域のため平屋の係数を用いたことを表します。
 ・壁比率判定は、壁量充足率が全てOKの場合記入不要ですが、参考として()を付けて記入しています。

参考：凹凸のある平面の場合の考え方

凹凸のある平面形状においても、建築物の平面を四分割し、必要壁量と存在壁量を求め、壁配置のバランスを確認します。

X方向のバランスの検討



Y方向のバランスの検討

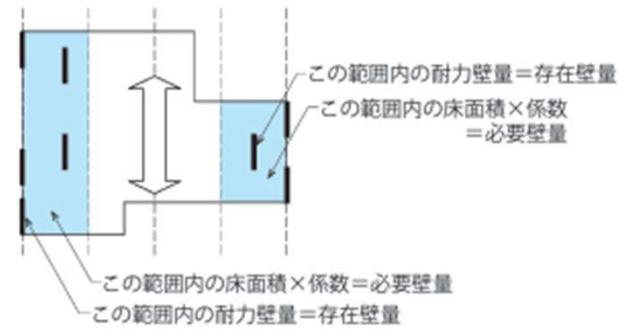


図 3 - 17 バランスの検討

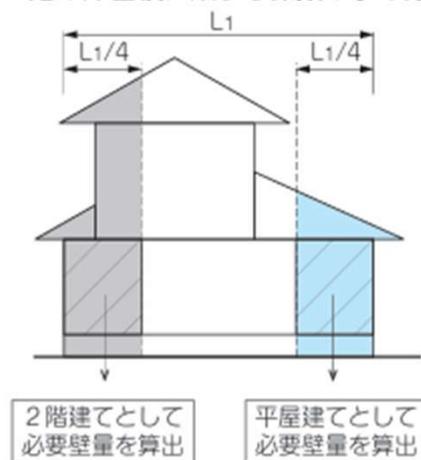
参考：2階建ての下屋部分の扱い

2階建ての1階の側端部分の必要壁量を求める際には、その上に2階部分が存在するかどうかによって床面積に乗ずる値が異なります。

図の水色の部分は、2階建てでも、下屋部分は平屋建てとして計算します。

2階外壁の中心が1階の1/4ライン上にある場合は、平屋の必要壁量を用いて構いません。わずかでも2階がかかっている場合は、2階建ての1階部分の必要壁量を用います。

1階の床面積に乗ずる係数の求め方



2階の床面積に乗ずる係数の求め方

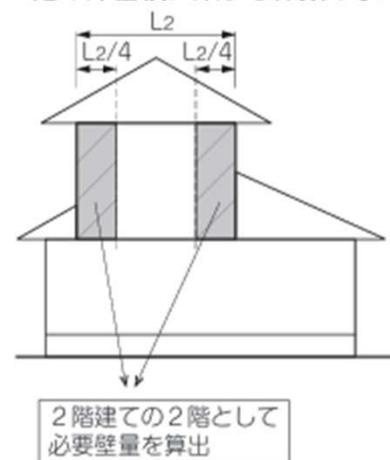


図 3-18 床面積に乗ずる係数の求め方

4. 柱頭・柱脚の接合方法



耐力壁・準耐力壁等が取り付いている柱の柱頭・柱脚は、発生する応力に耐えられる接合方法とします。

[令第47条第1項、平12建告第1460号]

柱頭・柱脚の接合方法の選択には、

① N 値計算法

② 告示(平12建告第1460号第2号イ)の仕様

の2つの方法があります。

① N 値計算法は、簡単な計算が必要ですが、実際の引き抜き力に見合った接合金物を選択できます。

②告示の仕様は、計算は不要ですが、①よりも耐力にゆとりを持った接合金物を選択することになります。また、階高は3.2 m以下に限られます。

本章では、① N 値計算法の概要を紹介し、②告示の仕様による方法の解説を行います。

なお、接合金物は、性能や品質が明らかな金物を使用する必要があります。具体的には、Zマーク金物や同等認定金物等を用いることが必要です。

(1) N 値計算法の概要

柱頭・柱脚の接合部の仕様の選択方法として、平12 建告第1460 号に位置づけられている告示の仕様のほかに、算定式（通称「N 値計算法」）による方法があります。

N 値とは、壁倍率等に応じて接合部に必要となる「引き抜きの強さ」を示す数値です。以下に N 値計算法の概要を示します。詳細については「木造軸組構法住宅の構造計画」、「ひとりで学べる木造の壁量設計演習帳」、「建築物の構造関係技術基準解説書」等を参考にしてください。

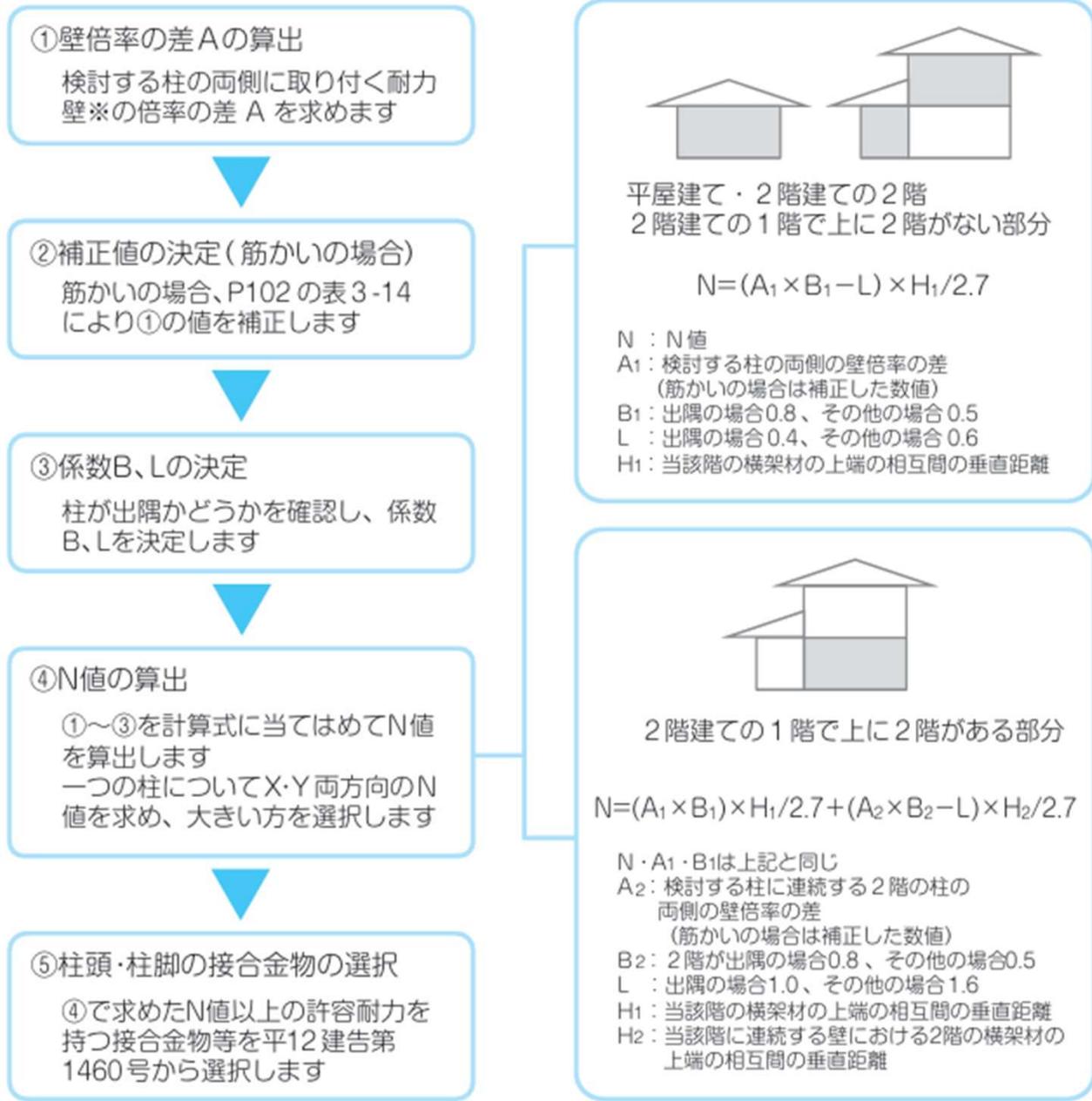
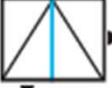
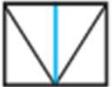
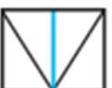


図 3-19 N値計算法の流れと計算式

表3-14 柱に取り付け筋かいの種類と位置による補正値

柱の片側に筋かい有り		木材 15 × 90mm以上 又は鉄筋 直径9mm以上	木材 30 × 90mm以上	木材 45 × 90mm以上	木材 90 × 90mm 以上	備考
		0	0.5	0.5	2.0	
	0	-0.5	-0.5	-2.0		
柱の両側に筋かい有り		木材 15 × 90mm以上 又は鉄筋 直径9mm以上	木材 30 × 90mm以上	木材 45 × 90mm以上	木材 90 × 90mm 以上	備考
	木材 15 × 90mm以上 又は鉄筋 直径9mm以上	0	0.5	0.5	2.0	
	木材 30 × 90mm以上	0.5	1.0	1.0	2.5	
	木材 45 × 90mm以上	0.5	1.0	1.0	2.5	
	木材 90 × 90mm以上	2.0	2.5	2.5	4.0	
		木材 15 × 90mm以上 又は鉄筋 直径9mm以上	木材 30 × 90mm以上	木材 45 × 90mm以上	木材 90 × 90mm 以上	備考
	木材 15 × 90mm以上 又は鉄筋 直径9mm以上	0	-0.5	-0.5	2	
	木材 30 × 90mm以上	0.5	0.5	0	1.5	
	木材 45 × 90mm以上	0.5	0.5	0.5	1.5	
	木材 90 × 90mm以上	2.0	1.5	1.5	2.0	
		木材 15 × 90mm以上 又は鉄筋 直径9mm以上	木材 30 × 90mm以上	木材 45 × 90mm以上	木材 90 × 90mm 以上	備考

(2) 告示の仕様による方法の解説

図3-20の部位に応じて、表3-15、3-16から接合部の仕様を選択します。

[平12建告第1460号]

告示の仕様による場合、階高は3.2m以下に限られます。階高が3.2mを超える場合は、N値計算または構造計算を行ってください。

接合方法は、次の3つの組合せで決められています。

- ①柱に取り付いている耐力壁・準耐力壁等の壁倍率の大きさ
- ②2階建ての1階にある柱か？ 平屋または2階建ての2階にある柱か？
- ③出隅の柱か？ それ以外の柱か？

①は壁倍率が大きいほど高耐力の接合方法となります。また、②は2階よりも1階の柱、③は出隅の柱の方が、高耐力の接合方法となります。

なお、準耐力壁等の扱いについては、N値計算法と同じです。P.101を参照してください。

柱の柱頭・柱脚の接合方法は、軸組（耐力壁・準耐力壁等）の種類と柱の位置に応じて、表3-15から選択します。

柱の位置（出隅、平部等）は、図3-20を参照してください。

表3-15の（い）から（ぬ）の接合部の仕様は、表3-16を確認してください。

なお、柱頭と柱脚は、同じ耐力の金物を使用します。

5. 柱の小径等

(1) 柱の小径

柱の小径が、横架材相互間の垂直距離に応じて、算定式による割合以上であることを確認します。

ただし、面材（構造用合板、せっこうボード等）が取り付く方向については、柱の小径の確認は不要です。

[令第43条第1項、平12年建告第1349号]

柱の小径とは、柱の断面寸法のことをいいます。

柱は細長いほど座屈しやすくなるため、柱の小径の最低限度等が定められています。

横架材相互間の垂直距離とは、2階建ての場合、土台の上端から2階床ばり・胴差の下端までの寸法、2階床ばり・胴差の上端から小屋ばり・軒げたの下端までの寸法をいいます。

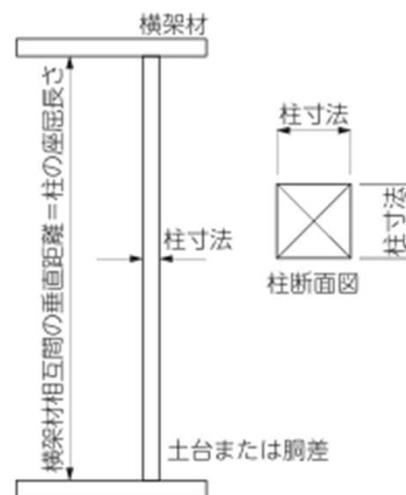


図 3-22 柱の断面と長さ

柱の座屈の検討に際し、面材（構造用合板、せっこうボード等）が取り付け方向については、面材の拘束効果が期待できるため、柱の小径の確認は不要です。

柱の小径の最小寸法を算定するための支援ツールとして、方法A 早見表と方法B 表計算ツールが用意されています。各方法の概要はP.81の表3-3のとおりです。

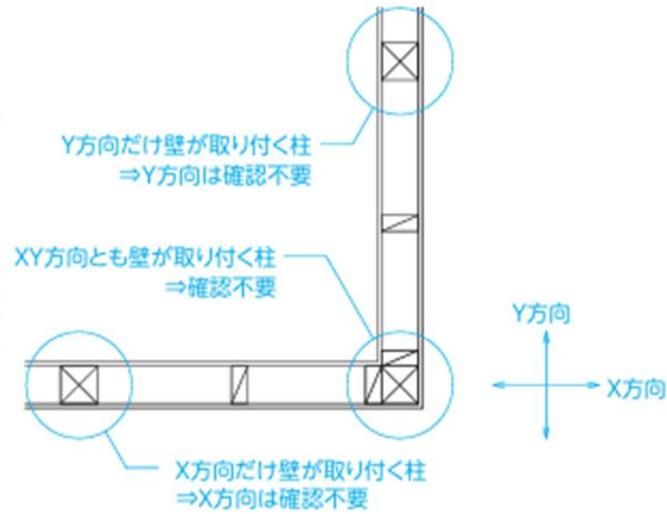


図 3 - 23 面材の拘束効果

方法 A 早見表

P.83 で選択した早見表の中から、横架材相互間の垂直距離に対する柱の小径の割合を選択します。

手順1：早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択します

- ・太陽光発電設備等の有無
- ・1・2階の階高
- ・床面積比（1階の床面積に対する2階の床面積の比）

試験No.
32
ver1.0

1. 基本情報		
項目	値	入力時の注意点等
2階階高	2.9 m以下	2階床・軒上端～2階床梁上端までの距離
1階階高	3.0 m以下	1階土台上端～2階床梁上端までの距離
標準せん断力係数 C_v	0.2	標準仕様であるとして内訳が0.3と指定している場合は下記の床面積に乘じる値を1.5倍すること（やむを得ない場合は特定制約にて確認）
太陽光発電設備等	なし	全面積等 床面積当たりの高さ2000 \times (m ²)を想定
床面積比	80/100以上 80/100未満	2階の床面積/1階の床面積（小屋裏面積を含む）
柱の仕様	すま、無等級材	すま、無等級材（平成12年建設省告示第1452号第5号）を注

[タイトルなし]

2. 単位面積当たりの必要壁量と必要柱の小径の早見表		柱の必要小径 ϕ_c (mm)								
屋根と外壁の仕様		単位面積当たりの必要壁量 L_w (cm/m ²)				単位面積当たりの必要柱の小径 ϕ_c (mm)				
屋根の仕様	外壁の仕様	1階		2階		1階		2階		
		平屋	1階	2階	平屋	1階	2階			
瓦屋根（ふき土無）	土塗り壁等	23	45	31	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根（ふき土無）	モルタル等	22	44	30	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根（ふき土無）	サイディング	20	39	27	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根（ふき土無）	金属板張	20	37	26	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根（ふき土無）	下見板張	19	35	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	土塗り壁等	20	42	27	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	モルタル等	19	41	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	サイディング	17	36	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	金属板張	17	34	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	下見板張	16	32	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	土塗り壁等	16	39	23	1/32	90	1/24	120	1/31	90
金属板ぶき	モルタル等	16	37	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	サイディング	14	32	19	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	金属板張	13	31	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	下見板張	12	28	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90

手順2：計画している住宅の仕様に該当するものを選択します

- ・屋根：瓦屋根、スレート屋根、金属板ぶき
- ・外壁：土塗り壁等、モルタル等、サイディング、金属板張、下見板張

手順3：住宅の階数に応じて、柱の小径の割合を選択します。

図 3 - 24 早見表の例と使用手順

方法 B 表計算ツール

表計算ツール上で必要な情報を入力または選択すると、柱の小径の最小寸法や柱の負担可能な床面積が自動計算されます。表計算ツールの詳細については、表計算ツールのマニュアルを参照してください。

表計算ツールには3とおりの算定方法があり、それぞれの概要を紹介します。

壁量等の基準(令和7年施行)に対応した表計算ツール(2階建て用)(在来軸組工法用)

ver1.0

作成日		物件名	
設計者		登録番号	氏名
建築士事務所名	事務所	登録番号	知事 登録第

※使い方：緑の枠に必要事項を入力するとオレンジの枠に結果が出力されます。

1. 単位面積当たりの必要壁量 L_w (単位 cm/m^2) (令第46条第4項、昭56建告第1100号第三)

項目	入力欄	入力の注意点等	
		入力欄	
2階階高 h_2 (m)		小屋梁・桁上端～2階床梁上端までの距離	
1階階高 h_1 (m)		2階床梁上端～1階土台上端までの距離	
標準せん断力係数 C_0		軟弱地盤の指定がある場合は0.3 (不明な場合は特定行政庁に確認)	
2階床面積 (m^2)		小屋裏面積を含める。	
1階床面積 (m^2)		小屋裏面積を含める。	
屋根の仕様		プルダウン選択	
外壁の仕様		プルダウン選択	
太陽光発電設備等 (N/m^2)		太陽光発電設備等の質量を任意入力したい場合は「あり(任意入力)」 ^{a2} をプルダウン選択し、右欄(緑)にその質量を入力する。	下記への入力は不要です。設備等の質量 (kg)
天井断熱材 (N/m^2)		断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。	下記への入力は不要です。密度 (kg/m^3) 厚さ(mm)
外壁断熱材 (N/m^2)		断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。異なる断熱材を重ねて使用する場合には2段に分けて記載する。	下記への入力は不要です。密度 (kg/m^3) 厚さ(mm)

^{a1}: 固定荷重・積載荷重の根拠は [こちら](#)。

^{a2}: 屋根面積に対しての均し荷重として算定される。

出力結果	単位床面積当たりの必要壁量 (方法①)	1階	2階

2. 柱の小径 (令第43条第1項、第6項、平成12建告第1349号第一第2項)

2-1～2-3の3とおりの算定方法があります。

採用する算定方法のタイトル横のチェックボックスに☑をご記入ください。

☑ 2-1 算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

算定方法における前提条件と注意事項は [こちら](#)。

階	出力結果	
	d_e/l ^{a3}	柱の小径 d_e ^{a4} (m以上)
2階		
1階		

^{a3}: 柱の必要小径 d_e /横架材間距離 l

^{a4}: すぎ、無等級材 (平成12年建設省告示第1452号第5号) を前提として算定。解説・注意事項は [こちら](#)。



☐ 2-2 樹種等を選択し、算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

算定方法における前提条件と注意事項は [こちら](#)。

階ごとに①～④の4種類までの柱材が選択できます。

柱材の種類	入力値			出力結果	
	JAS規格	樹種等	等級等(積層数)	圧縮の基準強度 F_c (N/mm^2)	柱の小径 (mm以上)
2階	①			該当なし	
	②			該当なし	
	③			該当なし	
	④	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材等		使用する場合は基準強度を記入	
1階	①			該当なし	
	②			該当なし	
	③			該当なし	
	④	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材等		使用する場合は基準強度を記入	

☐ 2-3 柱の小径別に柱の負担可能面積を求める場合

算定方法における前提条件と注意事項は [こちら](#)。

階ごとに①～③の3種類までの柱材が選択できます。

数値入力することによって任意の断面寸法を設定することができます。

柱材の種類	入力値			出力結果：柱の負担可能面積 (m^2)						
	JAS規格	樹種※	等級	圧縮の基準強度 F_c (N/mm^2)	105角 長辺・短辺 (mm)	120角 長辺・短辺 (mm)	任意入力① (mm)	任意入力② (mm)	任意入力③ (mm)	任意入力④ (mm)
2階 外周部の柱*	①									
	②									
	③	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材等		使用する場合は基準強度を記入						
2階 内部の柱	①									
	②									
	③	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材等		使用する場合は基準強度を記入						
1階 外周部の柱*	①									
	②									
	③	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材等		使用する場合は基準強度を記入						
1階 内部の柱	①									
	②									
	③	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材等		使用する場合は基準強度を記入						

*外周部の柱とは外壁面に存する柱を指す。内部柱とは外壁に面しない柱を指す。

①算定式と有効細長比により柱の小径を求める方法

入力欄に必要事項を入力または選択すると、柱の小径の最小寸法が表示されます。
この方法（表計算ツールの2-1）では、柱はすぎの無等級材として算定されます。

入力欄に必要事項を入力または選択します

作成日	年 月 日	物件名	
設計事務所名		作成者	建築士の種類

ver 1.0

※使い方：灰色の枠に必要事項を入力する。青色の枠に結果が出力されます。

1. 階の床面積に乘ずる数値(単位 cm/nf) (令第46条第4項)

項目	入力欄	入力の注意点等
2階階高(m)	2.90	2階梁・桁上端～2階床梁上端までの距離
1階階高(m)	3.00	1階土台上端～2階床梁上端までの距離
標準せん断力係数 C_0	0.2	軟弱地盤の指定がある場合は0.3(不明な場合は特定行政庁に確認)
2階床面積(m ²)	53	(ここでは小壁裏面積は含めなくともよい。)
1階床面積(m ²)	69	(ここでは小壁裏面積は含めなくともよい。)
屋根の仕様	瓦屋根(ふき土無)	プルダウン選択
外壁の仕様	サイディング	プルダウン選択

2. 柱の小径 (令第43条第1項)

2-1～2-3の3とおりの算出方法があります。

採用する算定方法のタイトルのチェックボックスに をご記入ください。

2-1 算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

階	出力結果	
	d_e/l^{*1}	柱の小径 d_e^{*2} (mm以上)
2階	1/34	82
1階	1/27.1	106

柱の小径の必要最小寸法が表示されます

*1: 柱の必要小径 d_e /横架材間距離 l

*2: すぎ、無等級材(平成12年建設省告示第1452号第5号)を前提として算定。

図 3-25 表計算ツールの2-1の例と使用手順

② 樹種等を選択して算定式と有効細長比により柱の小径を求める方法

この方法（表計算ツールの2-2）では、柱材の種類（規格・樹種・等級等）を入力して、より実態に合った柱の小径を算出することができます。例えば次の試算例では、柱をすぎ（無等級材）とした場合、1階の柱の小径の最小寸法は106 mmですが、ひのき（無等級材）に変更した場合、最小寸法は103 mmとなります。

2-2 樹種等を選択し、算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

階ごとに①～③の3種類までの柱材が算定できます。

※材料の選択にあたっては、調達可能な材料であることを取引先に事前にご確認ください。

柱材の種類	入力値			出力結果	
	JAS 規格	樹種等	等級等(積層数)	圧縮の基準強度 F _c (N/mm ²)	柱の小径 (mm以上)
①					
1階	①	無等級材	すぎ	17.7	106
	②	無等級材	ひのき	20.7	103
	③			該当なし	
	④	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		使用する場合は基準強度を記入	

図 3 - 26 表計算ツールの2-2の例

③柱の小径に応じて柱の負担可能面積を求める方法

柱の小径を設定し、その柱が負担できる床面積（負担可能面積）を表計算ツールにより算出し、柱が負担している床面積（負担面積）と比較することで、柱の小径の基準への適合性を確認する方法です。

この方法（表計算ツールの2-3）は、柱の小径を大きくすることが難しい際に、柱の数や配置を調整して基準に適合させたい場合に有効です。

例えば以下の試算例では、柱がすぎ（無等級材）105角の場合、1階外周部の柱（外壁面に存する柱）の負担可能面積は4.9㎡、1階内部の柱（外壁に面しない柱）の負担可能面積は6.4㎡となります。

2-3 柱の小径別に柱の負担可能面積を求める場合

階ごとに①、②の2種類までの樹種と等級が選択できます。

数値入力することによって任意の断面寸法を設定することができます。

※材料の選択にあたっては、調達可能な材料であることを取引先に事前にご確認ください。

柱材の種類	入力値			出力結果：柱の負担可能面積 (㎡)						
	JAS 規格	樹種※	等級	圧縮の 基準強 度 F_c (N/mm ²)	105角	120角	任意入力①		任意入力②	
					長辺・短 辺 (mm)	長辺・短 辺 (mm)	長辺 (mm)	短辺 (mm)	長辺 (mm)	短辺 (mm)
					105	120				
1階 外周部 の柱*	①	無等級材	すぎ	—	17.7	4.9	8.6			
	②				該当なし					
	③	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		使用する場合は基準強度を記入		0.0	0.0			
1階 内部 の柱	①	無等級材	すぎ	—	17.7	6.4	11.3			
	②				該当なし					
	③	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		使用する場合は基準強度を記入		0.0	0.0			

*外周部の柱とは外壁面に存する柱を指す。内部柱とは外壁に面しない柱を指す。

図 3 - 27 表計算ツールの2-3の例

6. その他のチェック

(1) 基礎の仕様

① 基礎・地盤の内容の明示

基礎・地盤に関する以下の内容を、設計図書等に明示します。

[規則第1条の3第1項表2]

- ・ 支持地盤の種別及び位置
- ・ 基礎の種類
- ・ 基礎の底部または基礎ぐいの先端の位置
- ・ 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法
- ・ 木ぐい及び常水面の位置(木ぐいを用いる場合)

上記の内容を設計図書(仕様表等)に明示するか、またはこれらの内容を明示した「基礎・地盤説明書」を申請図書に添付することが必要です。

②地耐力に応じた基礎構造の選択

地耐力（地盤の長期許容応力度）に応じた基礎構造を、表 3-19 から選択します。
[令第38条、平12 建告第1347号]

建築基準法では、令第38条、平12 建告第1347号において、構造計算を行わない場合の基礎の構造を定めています。

表 3-19 地耐力に応じた基礎構造

地耐力 (地盤の長期許容応力度：kN/m ²)	基礎くい	べた基礎	布基礎
地耐力 < 20	○	×	×
20 ≤ 地耐力 < 30	○	○	×
30 ≤ 地耐力	○	○	○

本書では、平12 建告第1347号第1 第1 項第2 号の「地盤の長期許容応力度が70kN/m²以上の場合で、令第42 条第1 項ただし書きの規定により土台を設けない木造建築物等に用いる基礎」、同告示第1 第1 項第3 号の「門、塀その他これらに類するものの基礎」は対象としません。

③布基礎とする場合の仕様

布基礎とする場合は、以下の仕様とします。

[平12 建告第1347号]

- ・ 一体の鉄筋コンクリートとする。
- ・ 土台の下には、連続した立上り部分を設ける。
- ・ 立上り部分の高さは地上部分で30cm以上、立上り部分の厚さは12cm以上。
- ・ 底盤の厚さは15cm以上、底盤の最小幅は表3-20のとおり。
- ・ 根入れ深さは、24cm以上かつ凍結深度以深（基礎の底部が密実で良好な地盤に達して雨水等の影響を受けるおそれのない場合を除く）。
- ・ 立上り部分の主筋として、径12mm以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ1本以上配置し、かつ、補強筋と緊結。
- ・ 立上り部分の補強筋として径9mm以上の鉄筋を30cm以下の間隔で配置。
- ・ 換気口を設ける場合は、その周辺に径9mm以上の補強筋を配置して補強。
- ・ 底盤の幅が24cmを超えるものとした場合には、底盤に、補強筋として径9mm以上の鉄筋を30cm以下の間隔で配置し、底盤の両端に配置した径9mm以上の鉄筋と緊結。

なお、基礎の構造計算を行う場合は、上記の仕様とする必要はありません。

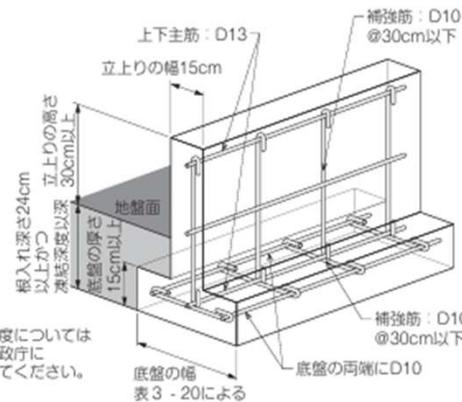


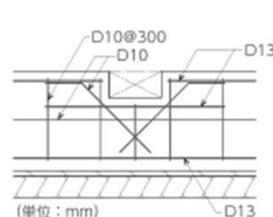
図 3-33 布基礎の仕様例

立上り及び底盤の補強筋は、フック付きの鉄筋か、フック付きと同等以上の性能を有している住宅用ユニット鉄筋等を用いることが必要です。また、鉄筋のかぶり厚さや定着長さに配慮しましょう。

換気口や人通りまわりの補強例については、図3-34、3-35を参照してください。

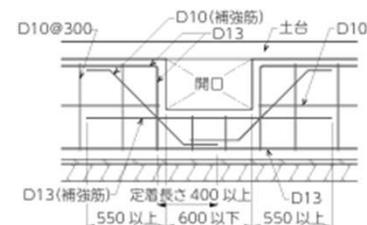
表3-20 底盤の最小幅

地耐力 (地盤の長期許容応力度: kN/m ²)	平屋建て (cm)	2階建て (cm)
30 ≦ 地耐力 < 50	30	45
50 ≦ 地耐力 < 70	24	36
70 ≦ 地耐力	18	24



注) 換気口まわりは、D13の横筋とD10斜め筋により補強する。
D13横筋の長さは、500mm + 換気口の幅の長さ + 500mmとする。
D10斜め筋の長さは、 $2 \times 400\text{mm} = 800\text{mm}$ 以上とする。
(コンクリートの呼び強度 $24\text{N}/\text{mm}^2$ の場合)。

図 3-34 換気口まわりの補強例



- 注) 人通りまわりは、D13横筋とD10斜め筋により補強する。
- 補強用D13横筋の長さは、550mm + 人通りの幅の長さ + 550mm以上とする。
 - 補強用D10斜め筋の定着長さは、400mm以上とする。
 - 人通りの幅は600mm以下とし、設置位置は柱間隔が1.82m以下の下部で、かつ柱から近い方の人通り端部までの距離が300mm以内とする。
 - 柱間隔が1.82mを超える下部に設ける場合は、構造計算を行い適切な補強を行う。
 - 補強用D10斜め筋の定着長さを400mm以上確保する代わりに、通し筋としてもよい。

図 3-35 人通りまわりの補強例

④べた基礎とする場合の仕様

べた基礎とする場合は、以下の仕様とします。

[平12 建告第1347号]

- ・ 一体の鉄筋コンクリートとする。
- ・ 土台の下には、連続した立上り部分を設ける。
- ・ 立上り部分の高さは地上部分で30cm以上、立上り部分の厚さは12cm以上、底盤の厚さは12cm以上。
- ・ 根入れ深さは、12cm以上かつ凍結深度以深（基礎の底部が密実で良好な地盤に達して雨水等の影響を受けるおそれのない場合を除く）。
- ・ 立上り部分の主筋として、径12mm以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ1本以上配置し、かつ、補強筋と緊結。
- ・ 立上り部分の補強筋として径9mm以上の鉄筋を30cm以下の間隔で配置。
- ・ 底盤の補強筋として径9mm以上の鉄筋を縦横に30cm以下の間隔で配置。
- ・ 換気口を設ける場合は、その周辺に径9mm以上の補強筋を配置して補強。

なお、基礎の構造計算を行う場合は、上記の仕様とする必要はありません。

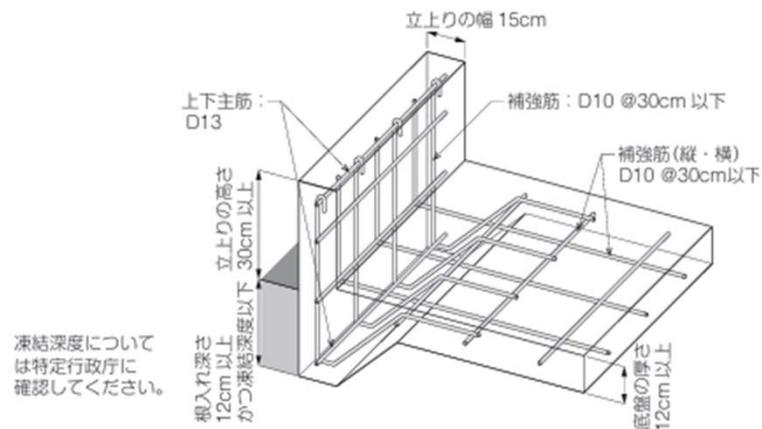


図 3-36 べた基礎の仕様例

立上り及び底盤の補強筋はフック付きの鉄筋か、フック付きと同等以上の性能を有している住宅用ユニット鉄筋等を用いることが必要です。

また、鉄筋のかぶり厚さや定着長さに配慮しましょう。

換気口や人通口まわりの補強例については、P.118 を参照してください。

⑤基礎ぐいとする場合の仕様

基礎ぐいとする場合は、以下の仕様とします。

[平12 建告第1347号]

- ・基礎ぐいは、構造耐力上安全に基礎ぐいの上部を支えるように配置します。
- ・建築物の土台の下に、一体の鉄筋コンクリートの基礎ばりを設置します。
(ただし平屋建てで延べ面積が50㎡以下のものはこの限りではありません。)
- ・基礎ぐいは、表3-21の構造またはこれらと同等以上の支持力を有する構造とします。

なお、基礎の構造計算を行う場合は、上記の仕様とする必要はありません。

表3-21 基礎ぐいの構造

基礎ぐいの構造	仕様
鋼管ぐい	ぐいの肉厚は6mm以上かつ ぐいの直径の1/100以上
場所打ちコンクリートぐい	主筋は異形鉄筋6本以上かつ帯筋と緊結 主筋の鉄筋比0.4%以上
高強度プレストレストコンクリートぐい	JIS A 5337-1995に適合するもの
遠心力鉄筋コンクリートぐい	JIS A 5310-1995に適合するもの

参考：地盤補強の方法

地耐力が20kN/㎡未満の場合、基礎ぐいを設ける代わりに地盤補強を行って地耐力を高め、べた基礎や布基礎を採用する方法があります。

以下に、地盤補強方法の一部を紹介します。

①表層地盤改良(浅層混合処理)工法

軟弱な層が地表面付近にあり、支持力が不足している場合に、基礎直下から1～2mの厚さで平面状にセメント系の固化材で地盤改良する工法です。改良部の強度は土質に応じて固化材の配合量で調整します。

②柱状地盤改良(深層混合処理)工法

軟弱な層が厚い場合に、杭状に地盤を改良する工法です。一般的には、セメント系の固化材をスラリー状にして地盤中の土と混合攪拌することで地盤中に築造します。改良体の直径は60cm程度で、改良体の底部の支持力と改良体の周面摩擦力によって支持力を確保します。

③小口径鋼管杭工法

軟弱な層が厚い場合、軟弱な層の厚さに差がある場合や支持地盤が傾斜している場合に、支持地盤まで小口径の鋼管を打設する工法です。

地盤補強工法は、(一財)日本建築センターなどの技術審査証明を取得している工法の採用をお勧めします。

また、各工法には適用できる条件が定められていますので、必ず確認してください。

1. 本章の構成

(1) 審査対象となる項目の概要と本章の例示範囲

改正前の法第6条の4（建築物の建築に関する確認の特例）に基づき、建築士が設計した旧4号建築物については令第10条で定める対象規定を除いて建築基準関係規定に適合することの確認を受けることになっていましたが（四号特例）、法改正後、新2号建築物については全ての規定が審査対象となります。

本章では、新2号建築物のうち2階建て以下かつ延べ面積300㎡以下の木造一戸建て住宅（平屋かつ200㎡以下を除く）に関する規定について、「四号特例」の見直しにより審査対象となる、法第2章（単体規定）の構造関係規定等を中心に、確認申請に必要な【図書】と【図書に明示すべき事項】を例示します。

以下に、法改正後、新2号建築物の審査対象となる法令の概要と本章における取扱い範囲を示します。

なお、建築物省エネ法が改正され、原則、全ての建築物について、省エネ基準への適合が義務付けられ、建築確認手続きの中で省エネ基準への適合性審査を行うこととなりますが、本章では省エネ基準の適合審査については取り扱いません。

表2-1 法改正後、審査対象となる項目の概要と本章における取扱い範囲

A：特例見直し前においても審査対象であった項目
 B(青字)：これまで四号特例により審査対象外であったが、法改正後、審査対象となる項目

用途	地域 防火地域又は 準防火地域	その他
一戸建て住宅		①
その他	②	

2. 確認申請図書の作成例

●確認申請図書における添付図書の合理化について

- ・旧4号建築物から新2号建築物に移行する建築物のうち、仕様規定の範囲で構造安全性を確認できる建築物については、必要事項を仕様表に記載することで、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び軸組図の添付を省略するなど、添付図書を合理化します。
- ・本章に示す確認申請図書の作成例は、上記に沿って伏図等を省略、合理化を図った内容としています。
- ・建築士法により建築士事務所に課されている図書保存の義務は、本書で採用している確認申請図書の合理化とは別に、これまで通り変わりありません。基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、軸組図などは建築工事を実施する上で重要な図書となりますので、業務として作成したこれらの設計図書を適切に保存してください。

(1)仕様表 - 1

仕様表作成のねらい

ここでは、1(3)に示した、新築の木造一戸建て住宅(軸組構法)に基づいた仕様表の記入例を示します。個々の設計の内容により必要に応じて加筆・削除することを想定しています。また、フォーマット自体もあくまで参考であり、状況に合わせて他の図面に情報を記載したり、特記仕様書等に代えたりすることも考えられます。

項目	単位	仕様	備考
住宅の名称	〇〇邸 (東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇)		
仕様が複数ある場合、必要最小限の仕様のもの、又は仕様の範囲を以下に記載			
基礎材料 (法第37条)	基礎	基礎コンクリート S15	1-9
基礎材料 (法第37条)	基礎	設計基礎強度 Fc: 24N/mm ² 以上 スラップ: 18cm以下	
令第2章第2節 (居室の床の高さ及び床面方法) (法第22条)	床の高さ	640 (直下の地盤 (BM + 400) から)	
令第2章第2節 (居室の床の高さ及び床面方法) (法第22条)	床面方法	ぬこ土 (有効換気層 75㎝/m)	
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	構造部材の耐久	構造上主要な部分 耐火、腐食、摩耗のおそれのあるものに耐火等防止の措置	1-1
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	基礎の種別及び位置	独立基礎 (GL-0.5m)	
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	基礎の種別	べた基礎	
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	基礎の底面の位置	地盤面からの深さ: GL-100、埋入れ: GL-300	
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	基礎の底面に作用する荷重の数値・算出方法	地盤の許容耐力 30kN/m ²	
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	木くいと排水管の位置	別添外 (木くいと)	
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	筋筋	主筋: D13、立上り・流盤・開口補強筋: D10	フック有
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	木部調査	SWS試験	SWS試験結果に基づく地盤調査報告書
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	木部処理	該当なし	
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	屋根ふき材の固定方法	平部: 全固定、棟部: ぬじ固定、軒: けらば、ぬじ3本固定	1-3
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	屋根に面する部分のタイル等の取付方法	該当なし	
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	太陽光システム等を設置した際の取付処理	該当なし	
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	木材の規格 (JAS) または等級	構造材、柱材、筋がし等、その他: 無等級材 耐力上の欠点を除くこと	1-4
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	土台及び基礎 (法第42条)	土台 120 × 120 (ヒノキ、無等級材) を設ける	
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	土台の固定方法	アンカーボルト (M12) + 厚さ (厚 14.5 × 40 角 × 14 ㎜) により固定、柱から 200 ㎜以内 (設置 (設置距離 2700 ㎜以内))	Zマーク表示金物又は同等認定品
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	柱架材間距離	1階: 小径 120、横架材間距離の最大 2844 柱の小径と横架材間距離の比率 1/23.7 2階: 小径 120、横架材間距離の最大 2730 柱の小径と横架材間距離の比率 1/22.8	
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	柱断面の欠き取り (1/3 以上) の有無	1/3 以上欠き取りの場合は適切に補強	
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	2階建ての欄干	無し、または同等の補強 (N 値計算による)	
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	有効縦長比 (最大値)	1階: 有効縦長比 2844、断面最小二次半径: 34.64 柱の有効縦長比 = 82.1 < 150 2階: 有効縦長比 2730、断面最小二次半径: 34.64 柱の有効縦長比 = 78.9 < 150	有効縦長比 = 横架材間距離内法
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	はり等の横架材 (法第44条)	中央部付近の下側に耐力上支障のある欠き込み	欠き込み: 無し
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	筋がし (法第45条)	筋がしの断面	45 × 90
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	筋がしの欠き込み	原則欠き込み無し (必要の場合) 欠き込み補強: 両側から筋がし (S) 当て 内側筋がし (M12) 筋がし、スクリュー (径 2.5φ) 打ち	Zマーク表示金物又は同等認定品
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	構造耐力上必要な軸組 (法第46条)	第1項 主要な梁せい: スパ (120 × 120 × 240)	
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	第3項 (床組・小径はり組の火打、構造用合板等、防雨止め)	床組: 構造用合板 (厚 124 小径はり組: 火打はり (木製)、筋がし止め、設置 火打: スパ (45 × 90) ショート/IC、土間床部分は 無し	
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	第4項 壁基準 (耐震・耐風)	筋がし (45 × 90 シングル、ダブル)、配筋は壁量平均値 による、耐力は壁外周部の大壁部分	
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	筋がし補強	配筋方法: 筋がしプレート (B-P2 等)	Zマーク表示金物又は同等認定品
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	耐力壁割れ補強・柱脚	N 値計算による	N 値計算書
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	その他の柱脚・柱脚	かご金物 (C-P-L) 等	Zマーク表示金物又は同等認定品
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	観手・仕口 (法第47条)	小径組の接合方法	厚 12 建吉 1460 ㎜ 標準風速: 34m/s、 変形: 30 (スチール) Zマーク表示金物又は同等認定品
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	防風対策等 (法第49条)	防風モルタル下地等の防水措置	該当なし
令第3章第2節 (構造部材等) (法第37条)	構造耐力上主要な部分の柱、筋がし、木材	別添外から 1m の範囲で防風・防蟻処理	1-7

※本書では掲載を省略



(1)仕様表 - 1 チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項
構造部材等 (法第20条、令第3章第2節)	1-1	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩耗のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩耗のおそれの程度又はさび止め、防蟻若しくは防蟻防止のための措置 <input type="checkbox"/> 地盤調査結果の検証による支持地盤の種別及び位置 <input type="checkbox"/> 基礎の種類 <input type="checkbox"/> 基礎の底面又は基礎ぐい先の位置 <input type="checkbox"/> 基礎の底面に作用する荷重の数値及びその算出方法 <input type="checkbox"/> 木くいと排水管の位置
	1-2	<input type="checkbox"/> 基礎の底面又は基礎ぐい先の位置 <input type="checkbox"/> 基礎の底面に作用する荷重の数値及びその算出方法 <input type="checkbox"/> 木くいと排水管の位置
	1-3	<input type="checkbox"/> 屋根ふき材、内装材、外装材、補強、その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付け部分の構造方法
木造建築物 (法第20条、令第3章第3節)	1-4	<input type="checkbox"/> 木材の等級 (法第41条) (使用建築材料一覧表から転記) <input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分に使用する木材の等級
	1-5	<input type="checkbox"/> 土台及び基礎 (法第42条) (構造詳細図から転記) <input type="checkbox"/> 土台の設置、固定方法
	1-6	<input type="checkbox"/> 柱の小径、防蟻措置等 (法第43条、第49条) (構造詳細図から転記) <input type="checkbox"/> 柱の有効縦長比、柱断面の欠き取り、2階建ての欄干、柱の小径
	1-7	<input type="checkbox"/> 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地 <input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分である部材の地盤から 1m 以内の部分の防蟻又は防蟻措置
	1-8	<input type="checkbox"/> 木造建築物の部材 (法第44条から第47条) (景観法、各居住状況、小径伏居、2面以上の軸組回から転記) <input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分である部材 (接合部を含む。) の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法
	1-9	<input type="checkbox"/> 建築物の基礎、主要構造部及び安全上、防火又は衛生上重要である建築物の部分 (法第144条の3に規定する部分) に使用する指定建築材料の種類
	1-10	<input type="checkbox"/> 指定建築材料を使用する部分 <input type="checkbox"/> 使用する指定建築材料の品質が適合する日本産業規格又は日本農林規格及び当該規格に適合することを証する事項
1-11	<input type="checkbox"/> 日本産業規格又は日本農林規格に適合することを証明する事項 <input type="checkbox"/> 使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は認定番号	

方法 A 早見表

P.83 で選択した早見表の中から、横架材相互間の垂直距離に対する柱の小径の割合を選択します。

- 手順1：早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択します
- ・太陽光発電設備等の有無
 - ・1・2階の階高
 - ・床面積比（1階の床面積に対する2階の床面積の比）

項目	値	入力の注意
階数	2階	2階建、吹き抜け2階建は2階までの階数
太陽光発電	あり	1階と2階の間に2階以上の階高がある場合は
吹き抜けの有無	あり	吹き抜けがある場合は2階までの階高とする
太陽光発電設備の有無	なし	太陽光発電設備がある場合は2階までの階高とする
床面積比	0.5	1階の床面積が2階の床面積の2倍以下の場合
柱の小径	120	120、150、180、210、240、270、300、330、360、390、420、450、480、510、540、570、600、630、660、690、720、750、780、810、840、870、900、930、960、990、1020、1050、1080、1110、1140、1170、1200

階数	床面積比	1階			2階		
		平均	25%	75%	平均	25%	75%
2階	0.5	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	0.6	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	0.7	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	0.8	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	0.9	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	1.0	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	1.1	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	1.2	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	1.3	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	1.4	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	1.5	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	1.6	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	1.7	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	1.8	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	1.9	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	2.0	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	2.1	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	2.2	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	2.3	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	2.4	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	2.5	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	2.6	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	2.7	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	2.8	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	2.9	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	3.0	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	3.1	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	3.2	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	3.3	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	3.4	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	3.5	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	3.6	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	3.7	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	3.8	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	3.9	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	4.0	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	4.1	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	4.2	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	4.3	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	4.4	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	4.5	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	4.6	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	4.7	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	4.8	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	4.9	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	5.0	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	5.1	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	5.2	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	5.3	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	5.4	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	5.5	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	5.6	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	5.7	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	5.8	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	5.9	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	6.0	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	6.1	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	6.2	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	6.3	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	6.4	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	6.5	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	6.6	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	6.7	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	6.8	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	6.9	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	7.0	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	7.1	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	7.2	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	7.3	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	7.4	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	7.5	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	7.6	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	7.7	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	7.8	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	7.9	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	8.0	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	8.1	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	8.2	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	8.3	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	8.4	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	8.5	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	8.6	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	8.7	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	8.8	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	8.9	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	9.0	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	9.1	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	9.2	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	9.3	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	9.4	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	9.5	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	9.6	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	9.7	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	9.8	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	9.9	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3
2階	10.0	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2	2.3

- 手順2：計画している住宅の仕様と該当するものを選択します
- ・屋根：瓦屋根、スレート屋根、金属板ぶき
 - ・外壁：土塗り壁等、モルタル等、サイディング、金属板張、下見板張

- 手順3：住宅の階数に応じて、柱の小径の割合を選択します。

図 3-24 早見表の例と使用手順

柱の有効細長比は、以下の計算式により算出します。

$$\text{柱の有効細長比 (最大値)} = \sqrt{12} \times \frac{\text{横架材相互間の垂直距離 (最大値)}}{\text{柱の小径}}$$

作成例の場合、1階の横架材相互間の垂直距離の最大値は284.4cm、柱の小径が12cmであり、柱の有効細長比は、 $\sqrt{12} \times 284.4 \div 12 = 82.1$ （小数点第2位を切り上げ）となります。

同様に、2階の横架材相互間の垂直距離の最大値は273cm、柱の小径が12cmであり、柱の有効細長比は78.9となります。

参考：吹抜けに面した柱に関する留意点

吹抜けに面した壁の中に通し柱を設置する場合、壁の方向（図のY方向）には胴差が取り付けられることから、柱の座屈長さは土台から胴差、胴差から軒げたとなりますが、吹抜け方向（図のX方向）には通し柱の変形を拘束するものがなく、座屈長さは土台から軒げたとなるため注意が必要です。解決策として、胴差を優先させて、耐風ばりとすることが考えられます。

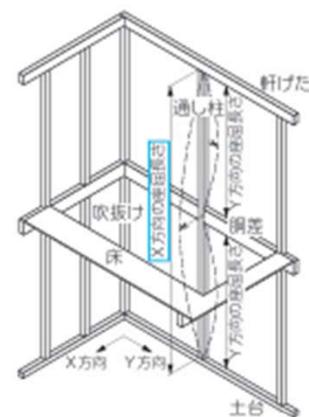
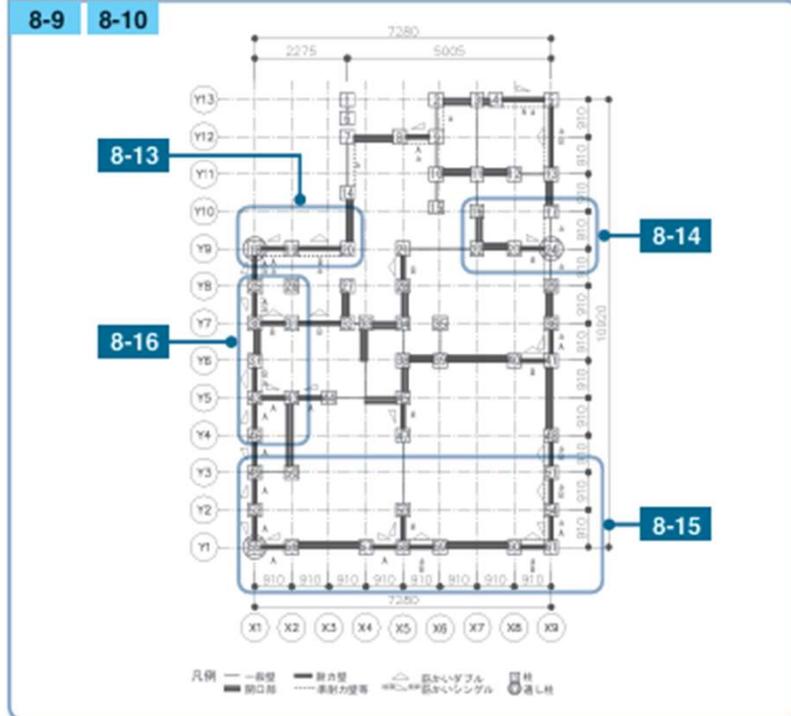


図 3-30 吹抜けに面した通し柱

(B) 壁量判定

① 1階耐力壁図



8-10 ■存在壁量の算定

階・方向	壁区画	有効壁率	壁量 (cm)	存在壁量 (耐力壁) (cm)	存在壁量 (準耐力壁等) (cm)	存在壁量 (合計) (cm)
2階/X方向	A	2.00	1,048.50	2,093.00		2,456.55
	B	0.47	773.50		363.55	
2階/Y方向	A	2.00	819.00	1,638.00		2,750.93
	B	4.00	182.00	728.00		
1階/X方向	B	0.47	819.00		384.93	
	A	2.00	773.50	1,547.00		4,381.85
1階/Y方向	B	4.00	637.00	2,548.00		
	A	0.45	637.00		286.65	
1階/X方向	A	2.00	910.00	1,820.00		4,556.83
	B	4.00	546.00	2,184.00		
1階/Y方向	A	0.45	1,228.50		552.83	
	B					

8-12 ■準耐力壁等の必要壁量に対する割合の確認

階・方向	必要壁量 (cm)		B/A	判定
	A	B		
2階 X 方向	1,431.00	363.55	0.26	OK
2階 Y 方向	1,431.00	384.93	0.27	OK
1階 X 方向	2,699.97	286.65	0.11	OK
1階 Y 方向	2,699.97	552.83	0.21	OK

・各階・各方向の必要壁量の1/2以下の範囲内で準耐力壁等を加算する場合、準耐力壁等を考慮せずに壁配置のバランスの確認を行います。また、壁率が1.5倍以下の準耐力壁等を考慮せずに柱頭・柱脚の接合方法の確認を行います。

8-8 ■耐力壁・準耐力壁仕様一覧

種類	部材	材種名	標準厚	高さ	開口部	開口部	開口部	開口部	開口部	開口部	開口部	開口部	開口部	開口部	開口部	開口部	開口部	開口部	開口部	開口部	開口部	＜実行方法＞		
																						種類	規格	
耐力壁	A	RCコンクリート壁	200																					
	B	RCコンクリート壁	400																					
準耐力壁	a	石膏ボード	0.9	0.6	無	0.0	0.0	240.0	240.0	0.0	240.0	284.4	0.45	13.0	JIS A8901-0505	GFRC2 50mm GRC	150 UFT							
	b	石膏ボード	0.9	0.6	無	0.0	0.0	240.0	240.0	0.0	240.0	273.0	0.47	13.0	JIS A8901-0505	GFRC2 50mm GRC	150 UFT							

・有効壁率 = 基準厚 × 係数 × 下地材実高さ - 構材間内法寸法
 ※本表に記載する以外の準耐力壁等の算入は行わない。

8-10 ■壁量判定 (必要壁量検討方法: A 早見表)

階・方向	地震力に対する必要壁量 (cm)		風圧力に対する必要壁量 (cm)		必要壁量の決定		必要壁量 (cm)		存在壁量 (cm)		判定	
	A	B	C = A + B	D	E	F = D + E	C	F	G	H		
2階 X 方向	53.00	27	1,431.00	19.04	50	952.00	1,431.00	>	952.00	1,431.00	2,456.55	OK
2階 Y 方向			1,431.00	19.04	50	952.00	1,431.00	>	952.00	1,431.00	2,750.93	OK
1階 X 方向	60.23	39	2,699.97	51.05	50	2,651.00	2,699.97	>	2,651.00	2,699.97	4,381.85	OK
1階 Y 方向			2,699.97	41.00	50	2,651.00	2,699.97	>	2,651.00	2,699.97	4,556.83	OK

8-1 8-2 8-3 8-4 8-5 8-6 8-11 8-7 8-11

・風圧力の区分：一般地域
 ・色番ごとに、X方向、Y方向それぞれについて、CとFを比較して、大きい方をこの建築物の必要壁量として採用します。
 ・地震力の必要壁量は、「地震耐地 (令第46条第4項)」を色番 (地震耐地:1.0)

(B) 壁量判定 チェックリスト

根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章該当ページ
壁量基準 (法第20条、令第3章第3節、令第46条第4項) 明示すべき事項：令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 規則第1条の3第1項 表2によれば、壁量基準に関する明示すべき事項については「令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要な記載事項については、参考までに右に示します。また、構造関係規定の詳細については第3章の該当ページを示しますので、参考してください。	8-1	<input type="checkbox"/> 各階床面積	⇒ P82
	8-2	<input type="checkbox"/> 床面積に乘する値	
	8-3	<input type="checkbox"/> 地震力に対する必要壁量 (各階)	⇒ P87
	8-4	<input type="checkbox"/> 見付面積 (各階・各方向)	
	8-5	<input type="checkbox"/> 見付面積に乘する値	⇒ P89
	8-6	<input type="checkbox"/> 風圧力に対する必要壁量 (各階・各方向)	
	8-7	<input type="checkbox"/> 存在壁量 (各階・各方向)	⇒ P95
	8-8	<input type="checkbox"/> 耐力壁・準耐力壁等の種類、仕様一覧	
	8-9	<input type="checkbox"/> 耐力壁・準耐力壁等の配置、長さ、柱位置、開口部の位置	⇒ P95
	8-10	<input type="checkbox"/> 耐力壁回と集計表の整合	
	8-11	<input type="checkbox"/> 壁量判定	⇒ P95
	8-12	<input type="checkbox"/> 準耐力壁等の必要壁量に対する割合	
平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1) [平面図から転記]	8-13	<input type="checkbox"/> 壁及び筋かいの位置及び種類	⇒ P95
木造建築物における部材の位置等 (令第3章第3節) [平面図から転記]	8-14	<input type="checkbox"/> 通し柱及び開口部の位置	
法第22条区域内の建築物の外壁 (法第23条) [平面図から転記]	8-15	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	8-16	<input type="checkbox"/> 耐力壁及び非耐力壁の位置	

方法 A 早見表

住宅の仕様等に対応した早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択し、その表の中から床面積あたりの必要壁量を選択します。

早見表は以下の URL または右の QR コードから入手できます。

<https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>



手順 1：早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択します
 ・太陽光発電設備等の有無
 ・1・2 階の階高
 ・床面積比（1 階の床面積に対する 2 階の床面積の比）

1. 基本情報

項目	値	入力の条件
1階階高	2.70 m(2F)	2階高 - 1階より2階高より高くなる仕様
2階階高	3.00 m(2F)	1階より高くなる仕様
標準的な床面積の比率	0.2	標準的な床面積より大きくする場合は0.2より高くなるように、標準的な床面積より小さくする場合は0.2より低くなるように設定してください。
太陽光発電設備の有無	なし	太陽光発電設備の有無を選択してください。
床面積	60/300以上、60/100未満	1階の床面積/2階の床面積（標準的な床面積を100とする）
柱の径	275、300	275、300

壁の厚さ別の必要壁量（標準的な床面積を100とする）

屋根の仕様	外壁の仕様	1階		2階		1階		2階	
		必要壁量 (m ²)							
瓦葺	土塗り壁	23	25	25	27	23	25	25	27
瓦葺	モルタル	23	25	25	27	23	25	25	27
瓦葺	サイディング	23	25	25	27	23	25	25	27
瓦葺	金属板張	23	25	25	27	23	25	25	27
瓦葺	下見板張	23	25	25	27	23	25	25	27
スレート屋根	土塗り壁	23	25	25	27	23	25	25	27
スレート屋根	モルタル	23	25	25	27	23	25	25	27
スレート屋根	サイディング	23	25	25	27	23	25	25	27
スレート屋根	金属板張	23	25	25	27	23	25	25	27
スレート屋根	下見板張	23	25	25	27	23	25	25	27
金属板葺	土塗り壁	23	25	25	27	23	25	25	27
金属板葺	モルタル	23	25	25	27	23	25	25	27
金属板葺	サイディング	23	25	25	27	23	25	25	27
金属板葺	金属板張	23	25	25	27	23	25	25	27
金属板葺	下見板張	23	25	25	27	23	25	25	27

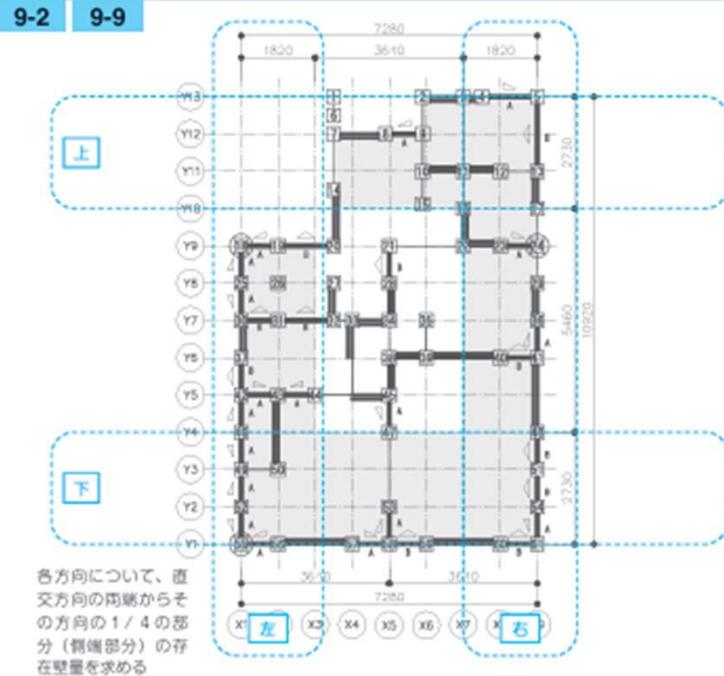
手順 2：計画している住宅の仕様に該当するものを選択します
 ・屋根：瓦屋根、スレート屋根、金属板ぶき
 ・外壁：土塗り壁等、モルタル等、サイディング、金属板張、下見板張

手順 3：住宅の階数に応じて、床面積あたりの必要壁量を選択します

3-2 早見表の例と使用手順

(9) 四分割法判定

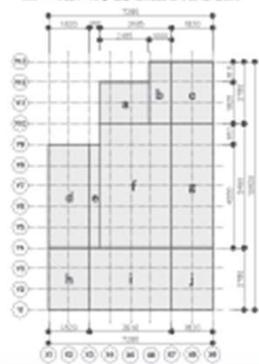
① 1階 四分割法平面図



各方向について、直交方向の両端からその方向の1/4の部分(標端部分)の存在壁量を求める

9-8 凡例
 一般壁 耐力壁 筋かいダブル 筋かいシングル 同柱
 開口部 1/4標端 柱 通し柱

9-2 ■ 1階四分割法面積根拠図



9-1 ■ 四分割対象面積

階	方向	位置	計算式	面積 (㎡)
2	X	上	(k+l+m)	13.25
		下	(q+r+s)	13.25
	Y	左	(k+n+o)	13.25
		右	(m+p+s)	13.25
1	X	上	(a+b+c)	11.68
		下	(h+i+j)	19.88
	Y	左	(d+h)	13.25
		右	(c+g+i)	19.88

※壁量判定において準耐力壁等を存在壁量に算入していますが、各階・各方向の必要壁量に対する準耐力壁の割合が1/2以下であるため、四分割法では準耐力壁等を算入していません。

凡例 □ 床面壁区画 a b c... 床面壁区画名

9-2

■ 区別別床面積計算表 [1階]

区画	縦 (m)	横 (m)	床面積 (㎡)	備考
a	1.820	2.185	3.9767000	
b	2.730	1.020	2.7846000	
c	2.730	1.820	4.9686000	
d	4.550	1.820	8.2810000	
e	4.550	0.455	2.0702500	
f	5.460	3.185	17.3991000	
g	5.460	1.820	9.9372000	
h	2.730	1.820	4.9686000	
i	2.730	3.640	9.9372000	
j	2.730	1.820	4.9686000	

9-14

■ 四分割法判定

階	方向	耐力壁 (OK)	準耐力壁 (OK)																	
2	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	Y	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	Y	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

9-1 9-3 9-4 9-7 9-10 9-11 9-12 9-13

・壁量判定の(+)は2階が耐力壁のみのため1階の耐力壁を併用したことを表しています。
 ・壁比率判定は、壁量充足率が全てOKの場合記入不要ですが、参考として()を付けて記入しています。

9-5 9-6 9-7

■ 1階X方向上の存在壁量 (cm)

階	耐力壁	Y通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
上	耐力壁	Y13	273.00										273.00
	耐力壁	Y12	182.00										182.00
存在壁量													455.00

■ 1階X方向下の存在壁量 (cm)

階	耐力壁	Y通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
下	耐力壁	Y1	182.00	182.00	364.00	364.00							1,092.00
	耐力壁	Y1	182.00	182.00	364.00	364.00							1,092.00
存在壁量													2,184.00

■ 1階Y方向左の存在壁量 (cm)

階	耐力壁	X通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
左	耐力壁	X1	182.00	182.00	364.00	182.00	182.00	182.00	182.00				1,456.00
	耐力壁	X1	182.00	182.00	364.00	182.00	182.00	182.00	182.00				1,456.00
存在壁量													2,912.00

■ 1階Y方向右の存在壁量 (cm)

階	耐力壁	X通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
右	耐力壁	X9	728.00	182.00	364.00	364.00	182.00						1,820.00
	耐力壁	X9	728.00	182.00	364.00	364.00	182.00						1,820.00
存在壁量													3,640.00

各階の存在する耐力壁(耐力壁・筋かい)毎の存在壁量を壁1、壁2、...と表示しています。(存在壁量 = 耐力壁の壁厚 × 長さ)とします

(9) 四分割法判定 チェックリスト

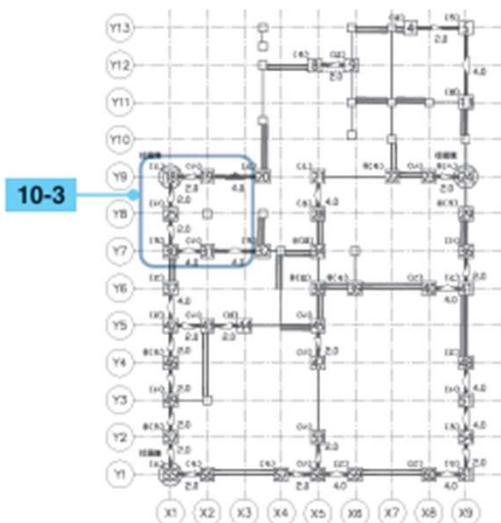
根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ
壁配置のバランス (四分割法) (法第20条、令第3章第3節、令第46条第1項、第4項) 明示すべき事項：令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項	9-1	<input type="checkbox"/> 側端部分の床面積	⇒ P97
	9-2	<input type="checkbox"/> 側端部分の床面積の概算となる図と計算表	
	9-3	<input type="checkbox"/> 地震力算定用係数	
	9-4	<input type="checkbox"/> 側端部分の地震力に対する必要壁量(各階・各方向)	
	9-5	<input type="checkbox"/> 耐力壁の壁倍率	⇒ P98
	9-6	<input type="checkbox"/> 耐力壁の長さ	
	9-7	<input type="checkbox"/> 側端部分の存在壁量(各階)	
	9-8	<input type="checkbox"/> 耐力壁の種類	
	9-9	<input type="checkbox"/> 耐力壁の配置	
	9-10	<input type="checkbox"/> 壁量充足率	
	9-11	<input type="checkbox"/> 充足率判定	
	9-12	<input type="checkbox"/> 壁率比	⇒ P98
	9-13	<input type="checkbox"/> 壁率比判定	
	9-14	<input type="checkbox"/> 四分割法判定	

別表第1条の3第1項 表2によれば、四分割法に関する明示すべき事項については「令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要記載事項については、参考までに右に示します。
 また、構造関係規定の詳細については第3章の該当ページを示しますので、参考にしてください。

(10) 柱頭柱脚金物算定

① 1階柱頭柱脚金物算定平面図

10-2 10-3 10-4



10-4 凡例
 一 一般壁 一 耐力壁 △ 筋かいダブル ① 柱
 一 開口部 □ 1/4筋壁 △ 筋かいシングル ② 通し柱

※壁量算定において準耐力壁等を存在壁量に算入していますが、各層・各方向の必要壁量に対する準耐力壁の割合が1/2以下かつ壁倍率が1.5倍に満たないため、N値計算法では準耐力壁等を算入していません。

10-1

■ 1階柱頭柱脚金物算定表

柱	方向	1階					2階					L	2R/2T	N	筋かい	筋壁						
		柱状況	パターン	補正値	A1	B1	柱状況	パターン	補正値	A2	B2											
4	X	下壁/他柱	0.0	1/2.0	0.5	2.5	0.5	1.00						0.6	1.04	0.75	(18)	(8)				
5	X	下壁/出隅	2.0	1/	0.0	-0.5	1.5	0.8	1.00					0.4	1.04	0.90	(15)	(5)				
8	X	下壁/他柱	4.0	1/	0.0	0.0	4.0	0.8	1.00					0.4	1.04	0.75	(18)	(8)				
9	X	下壁/他柱	2.0	1/	0.0	0.5	2.5	0.5	1.00					0.6	1.04	0.75	(18)	(8)				
13	Y	下壁/他柱	0.0	1/	4.0	0.0	4.0	0.5	1.00					0.6	1.04	1.55	(18)	(8)				
18	X	出隅	0.0	1/2.0	-0.5	1.5	0.8	1.00	1	出隅	0.0	1/2.0	0.5	2.5	0.8	1.0	1.04	2.40	標準	(1)		
18	Y	出隅	2.0	1/	0.0	-0.5	1.5	0.8	1.00	1	出隅	2.0	1/	0.0	0.5	2.5	0.8	1.0	1.04	2.40	標準	(1)
19	X	他柱	2.0	1/	4.0	0.5	2.5	0.5	1.00	2	他柱	2.0	1/2.0	0.0	0.0	0.5	1.6	1.04	-0.25	(15)	(1)	
20	X	他柱	4.0	1/	0.0	0.0	4.0	0.5	1.00	3	他柱	2.0	1/	0.0	0.5	2.5	0.5	1.6	1.04	1.80	(1)	(1)

10-2 10-7

10-5 10-6 10-8

10-9 10-10 10-11

10-11

■ 使用金物一覧

N値	告示表三	金物名(同等以上)	規格
0	(い)	短冊差し及びかすがい打ち、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	図P-1
-0.65	(ろ)	短冊差し込み栓又はかど金物CP-L、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	CP-L
-1.0	(は)	山形プレートVP、又はかど金物CP-T、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	VP
-1.4	(に)	羽子板ボルト又は短冊金物(スクリュー釘なし)、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	SB-F2
-1.6	(は)	羽子板ボルト又は短冊金物(スクリュー釘あり)、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	SB-F
-1.8	(へ)	10kN引張寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B10
-2.8	(と)	15kN引張寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B15
-3.7	(ち)	20kN引張寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B20
-4.7	(り)	25kN引張寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B25
-5.6	(ぬ)	15kN引張寄せ金物×2、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B15×2
5.6超	(一)		N>5.6



(10) 柱頭柱脚金物算定

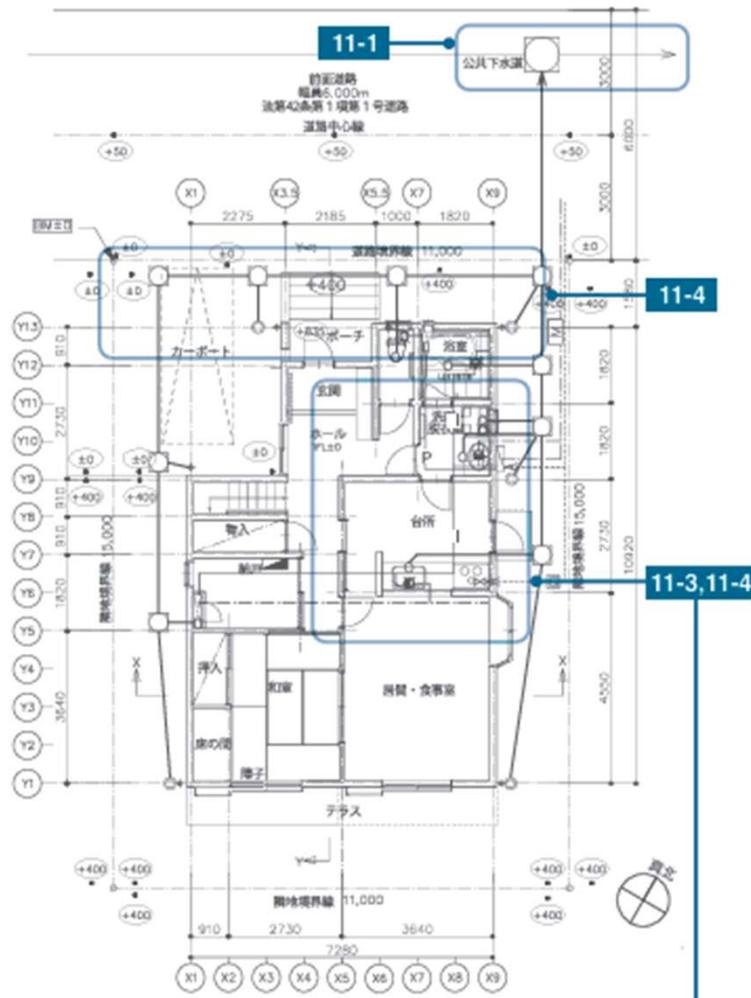
チェックリスト



確認項目	番号	明示すべき事項	第3章該当ページ
柱頭柱脚の接合方法 (N値計算法) (法第20条、令第3章第3節、令第47条第1項) 明示すべき事項：令第47条第1項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 規則第1条の3第1項 表2によれば、柱頭柱脚の接合方法 (N値計算法) に関する明示すべき事項については「令第47条第1項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要記載事項については、参考までに右に示します。 また、構造関係規定の評価について第3章の該当ページを示しますので、参考してください。	10-1	<input type="checkbox"/> N値計算表 (各層)	⇒ P100
	10-2	<input type="checkbox"/> 対象となる柱の位置と計算表の対応	
	10-3	<input type="checkbox"/> 耐力壁の壁倍率	
	10-4	<input type="checkbox"/> 耐力壁の種類と配置	
	10-5	<input type="checkbox"/> 壁倍率の差 (A1、A2)	
	10-6	<input type="checkbox"/> 補正値 (筋かいの場合)	
	10-7	<input type="checkbox"/> 出隅柱の判別	
	10-8	<input type="checkbox"/> 周辺部材の押さえ効果を表す係数 (B1、B2)	
	10-9	<input type="checkbox"/> 鉛直荷重による押さえ効果を表す係数 (L)	
	10-10	<input type="checkbox"/> 決定 N 値	
	10-11	<input type="checkbox"/> N 値に応じた接合金物の仕様	

(11) 給排水衛生・電気設備図

① 1階平面図



■ 凡例

—M—	引込み管 水道用塩化ビニル管	□	給湯器	○	排水栓
—	給水管 水道用塩化ビニル管 20φ (防露GW厚20)	■	混合水栓 (給湯・給水)	+	堅礎 60φ
—	給湯管 ステンレス鋼管 20φ (防露GW厚20)	□	水栓 (給水)	○	雨水栓 200φ
—P—	給湯管 ペアチューブ鋼管	○	排水	⚡	受電点 (電圧: 単相3線式200V)
—	排水管 硬質ポリ塩化ビニル管	□	追焚き	■	分電盤
.....	ガス管	○	ガス指定品		

■付近見取図 5=1/5000



■内部仕上表

階	室名	床			天井			仕上			備考
		仕上	厚	単位	仕上	厚	単位	仕上	厚	単位	
1階	玄関	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	
	ホール	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	
	廊下	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	
	居室	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	
	洗面	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	
	トイレ	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	
	浴室	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	
	キッチン	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	
	バルコニー	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	
	その他	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	
2階	居室	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	
	洗面	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	
	トイレ	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	
	浴室	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	
	キッチン	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	
	バルコニー	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	
	その他	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	
	居室	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	
	洗面	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	
	その他	フローリング	15	㎡	石膏ボード	12.5	㎡	珪藻土	100	㎡	

■外装仕上表

仕上	仕上	仕上	仕上
外壁	珪藻土	100	㎡
屋根	瓦葺	100	㎡
床下	珪藻土	100	㎡
基礎	珪藻土	100	㎡

■計画概要

項目	内容	単位	数量
延床面積	○○○○㎡	㎡	○○○○
建築費	○○○○万円	万円	○○○○
工期	○○ヶ月	ヶ月	○○
その他	○○○○		

■仕様表

仕上	仕上	仕上	仕上
外壁	珪藻土	100	㎡
屋根	瓦葺	100	㎡
床下	珪藻土	100	㎡
基礎	珪藻土	100	㎡

一級建築士事務所 ○○○○建築設計事務所

○○設計事務所

1/5000

01

第2章 確認申請図書作成例

3. 確認申請図書 (参考)

・ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするための措置

換気回数	換気機毎時間 (第3種換気)
換気設備	0.61回/h (下巻による)
居室出入口の換気設備	ドアのアンダーカット1cm、ふすま、引戸、換気口等
換気機設置の位置等	天井 (1機、2機)

■居室毎の機械換気設備 (必要換気量ではない部屋、出入は別表)

居室名	床面積 ㎡	平均天井高 h	容積 m ³	必要換気 換気量(A) m ³ /h	換気設備	設備による 換気量 (A) m ³ /h	設備による 換気量 (B) m ³ /h	換気回数 n
1F 玄関	2.485	2.580	6.412	256.860×0.5	第1種換気設備 給気口及び 取気機	80		
1F ホール	5.300	2.400	12.720					
1F 廊下	4.304	2.400	10.330					
1F 階段	2.070	2.175	4.503					
1F 脱衣	1.820	2.400	4.368					
1F 浴室	9.937	2.400	23.849					
1F 洗面	16.562	2.400	39.749					
1F 和室・起居室	15.593	2.400	37.424		第2種換気設備 給気口及び 取気機	80		
2F 廊下	6.624	2.400	15.898					
2F 階段	4.140	2.400	9.936					
2F 脱衣	1.656	2.400	3.975					
2F 洗面	16.562	2.400	39.749					
2F 浴室	9.937	2.400	23.849					
2F 洋室	13.249	2.400	31.798					
合計			254.950	127.460		160	0.63>0.5	

■有効換気計算表

居室名	器具番号	開口部名称 サッシサイズ	開口部の面積 B	開口部係数 S	有効開口面積 C=B×2	必要換気設備 D=m ³ /20	換気回数 C>D
玄関・食卓室	AW1	引違い障子 W1658×1038	0.7×1.0×2=2.80	16.562	1.40	0.83	OK
和室	AW2	引違い障子 W1658×2038	0.7×1.8×2=2.52	11.563	1.26	0.86	OK
本膳室	AW3	引違い障子 W1658×1038	0.7×1.8×2=1.26	16.562	1.26	0.83	OK
洋室1	AW4	引違い障子 W1658×1038	0.7×1.0×2=1.40	9.937	0.70	0.50	OK
洋室2	AW4	引違い障子 W1658×1038	0.7×1.0×2=1.40	13.249	0.70	0.66	OK

■採光適合確認

居室名	器具番号	開口部名称 サッシサイズ	開口部からの 開口面積 B	開口部からの 開口高さ H	採光補正係数		開口部の面積 B	有効開口面積 E=B×D	居室面積 S	必要開口面積 F=m ² /7	採光回数 E>F	
					採光補正係数 0.1/1.0×(H/2.1)乗算形式	A						
玄関・食卓室	AW1	引違い障子 W1658×1038	1.650	4.363	2階採光	0.85	0.85	0.7×1.0×2=2.80	2.38	16.562	2.37	OK
	AW1	引違い障子 W1658×1038	1.450	1.500	1階採光	4.30						
和室	AW2	引違い障子 W1658×2038	1.650	4.683	0.80	0.80	0.7×1.8×2=2.52	2.01	11.563	1.66	OK	
本膳室	AW3	引違い障子 W1658×1038	1.650	0.875	0.91	3.00	0.7×1.8×2=1.26	3.78	16.562	2.37	OK	
洋室1	AW4	引違い障子 W1658×1038	10.348	1.167	0.79	3.00	0.7×1.0×2=1.40	4.20	9.937	1.42	OK	
洋室2	AW4	引違い障子 W1658×1038	1.650	1.167	7.08	3.00	0.7×1.0×2=1.40	4.20	13.249	1.89	OK	

玄関・食卓室の窓AW1の床上下にはバルコニーがありますので、バルコニーの頂部と2階軒先から敷地境線までの水平距離 (D)の両方について検討を行い、厳しい条件の方が採光補正係数 (A)となります。採光補正係数の最大は、3.0ですので、「D≧K×4.4」の値が3.0を超えた場合は、3.0が採光補正係数 (A)となります。

		一般建築士事務所 ○○○○建築設計事務所	〇〇〇〇新築工事	
		一般建築士事務所 ○○○○建築設計事務所 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	換気・採光計画	15

1. 計画変更と軽微な変更

(1) 基本的な考え方

確認済証の交付を受けた後に計画の変更が生じると、原則、変更箇所の工事着手までに、改めて計画変更の建築確認を行い、確認済証の交付を受ける必要があります。ただし、規則第3条の2第1項各号に定める軽微な変更の判断基準に該当し、変更後の計画が明らかに建築基準関係規定に適合するのであれば、「軽微な変更」として、計画変更手続きは不要になります。

四号特例の見直しにあわせて、規則第3条の2第1項に、仕様規定の範囲で構造安全性を確認できる建築物についての判断基準が追加され、仕様規定に関する構造の変更については広範囲に軽微な変更とみなすこととなります((2) 軽微な変更の適用事例 事例1)。

具体的な変更内容が「軽微な変更」に該当するか否かについては、まずは規則をもとに申請者等が判断しますが、判断に迷う場合には、事前に建築主事等と相談・調整することが望ましいです。



(2) 軽微な変更の適用事例

以下の事例に類するもので、かつ、**建築基準関係規定に適合することが明らかなものは**、軽微な変更として扱うことができ、完了検査または中間検査時にその内容を説明書で報告すれば、計画変更の確認手続きを改めて行う必要がありません。

事例1 耐力壁の位置・量等の変更(仕様規定)

変更前後とも、壁量基準の範囲で壁量が減少、壁倍率が小さくなる場合でも、仕様規定のみで法適合を確認できる場合、変更の前後とも、令第3章第2節から第7節の2に適合する変更として、例えば以下の変更は軽微な変更になります。

耐力壁の位置・量の変更	:	増減、通りをまったく移動などを含む
耐力壁の材料の変更	:	鉄筋筋かい ⇔ 構造用合板(大壁)
接合金物の材料の変更	:	C P-T ⇔ 山型プレート Zマーク金物 ⇔ Z同等認定品
柱、はりの断面寸法、位置の変更	:	柱の小径 105 ⇔ 120 等

ただし、建築物全体での構造計算を伴う変更を行う場合は、計画変更の対象になります。



(3) 計画変更に係る確認申請を要しない軽微な変更の判断基準

「軽微な変更」の対象となるのは、下表に示す、規則第3条の2第1項第1号から第17号までのいずれかに該当し、かつ、「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」に限られます。

「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」とは、高度な計算や検討によらずに建築基準関係規定への適合が確認できるものであり、例えば、構造関係規定では、全体架構モデルの再計算を要するものは、「軽微な変更」に該当せず、「計画変更」の手続きが必要となります。

木造建築物において仕様規定のみで法適合を確認できる場合の判断（例）

- 仕様規定のただし書き等に基づく、以下の部分的な構造計算を伴う変更
 - ・基礎（平12第1347号第2）
 - ・柱の小径（平12第1349号）
 - ・木造の継手及び仕口（平12第1460号）
 - 上記の仕様規定のただし書き等に基づく構造計算以外（令第46条第2項など）により建築物全体の構造計算を行ってする変更
- 軽微な変更
に該当
- 計画変更手続き
を要する

2. 完了検査

完了検査において、旧4号建築物は検査の一部が省略されていましたが、新2号建築物は、全ての建築基準関係規定に適合するかを検査することになります。

併せて、旧4号建築物は、法第7条の6（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）の規定が適用されてきませんでした。改正後の新2号建築物に該当する2階建ての木造一戸建て住宅の新築等については、法第7条の6に基づき検査済証の交付を受けた後でなければ、使用できなくなります。



(1) 完了検査の対象建築物等

改正法第6条第1項第1号から第3号までの建築物（確認申請が必要な全ての建築物）が完了検査の対象です。

法第7条の5「建築物に関する検査の特例」により、一部の規定の検査が省略されるのは、改正法第6条第1項第3号の建築物で建築士が設計・工事監理を行って建築されるものに限られるため、新たに2号建築物となる2階建ての木造建築物等については検査省略の対象外となり、完了検査で全ての建築基準関係規定に適合することの検査を受けることとなります。

なお、省エネ基準への適合性についても、完了検査の際に検査対象となります。

①書類検査の方法

規則別記第19号様式（完了検査申請書）第一面から第三面の内容が適正に記載されているか、及び第四面の工事監理の状況、設計者や工事監理者などへの聞き取りや工事関係書類及び工事写真等により、適正に工事監理が行われているかを確認します。

①-1 完了検査申請書 第四面（木造建築物の場合の記載例）

完了検査申請書のうち、検査のキーになる第四面の記載例と各事項の検査時に確認する書類を示します。

工事監理の状況 (第四面)							
確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適合の場合には建築主に対して行った報告の内容)	検査時確認書類	
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	敷地	・高さ、形状、寸法 ・道路との接続の状況	配置図	無し	・土工事の工程終了後に現場で照合	適	○品質管理記録等(実測図) ○工事写真*2
	擁壁	・設置の状況	配置図 敷地断面図	無し	・土工事の工程終了後に現場で照合	適	
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法	支持地盤	・支持層の種類、位置、地耐力	仕様表 基礎詳細図	無し	・工程終了時に現場で確認	適	○品質管理記録等(実測図) ○SWS報告書 ○工事写真*2
	木材	・材料、種類、規格、仕上、品質、形状、寸法	仕様表	無し	・納品書による書類検査	適	
	コンクリート	・材料、種類、規格、品質、形状、寸法、仕上	仕様表	無し	・納品書による書類検査及び工程終了時に現場で照合	適	○自主検査記録等 △納品書
	鉄筋	・材料、種類、規格、仕上、品質、形状、寸法	仕様表 基礎詳細図	無し	・鋼材検査証明書による書類審査、受入時の検査、工程終了時に現場で照合	適	○自主検査記録等 ○工事写真*2
	屋根材	・材料、品質、寸法、形状、不燃材料	仕様表 部分詳細図	無し	・納品書と設計図書を照合	適	○自主検査記録等 △納品書
	外壁材	・材料、寸法、形状、不燃材料	立面図 部分詳細図	無し	・納品書による書類検査	適	
	接合金物	・形状、寸法、品質	柱頭・柱脚金物 算定図	無し	・納品書による書類検査	適	
	その他	・形状、寸法、品質	仕様表	無し	・納品書による書類検査	適	

*1 施工結果報告書：特定行政庁が定めている場合は、指定書式にて、工事監理者、施工者等から完了・中間検査者へ報告を行ってください。

*2 工事写真：完了検査時に現地で直接確認を受けることのできない部位を確認できる様に、工事写真を撮影・整理してください。

工事監理の状況 (第四面)							
確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適合の場合には建築主に対して行った報告の内容)	検査時確認書類	
居室の内装の仕上に用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積	内装仕上材	・仕上材の種類 ・仕上材の状況	仕様表	無し	・工事完了時に現場で確認	適	○自主検査記録等 ○工事写真*2
	内部建具	・仕上材の状況	仕様表	無し	・工事完了時に現場で確認	適	
	各種設備機器の面材	・仕上材の状況	仕様表	無し	・工事完了時に現場で確認	適	
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上の材料の種類及び厚さ	台所の天井及び壁	・仕上材の種類 ・仕上材の状況	仕様表 平面図	無し	・工事完了時に現場で確認	適	○自主検査記録等 ○工事写真*2
	開口部に設ける建具の種類及び大きさ	・寸法、形状	各層平面図 採光確認表	無し	・工事完了時に現場で確認	適	
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画費適部の処理状況を含む）	配管、配線	・種類、形状、寸法	仕様表 各層平面図 設備図	無し	・受入時の製品の確認及び取り付け時に現場で確認	適	○自主検査記録等 ○工事写真*2
	給水設備	・種類、形状、寸法	〃	無し	・〃	適	
	排水設備	・種類、形状、寸法 ・設置状況	〃	無し	・〃	適	○自主検査記録等 ○工事写真*2
	浄化槽	・種類、形状、寸法 ・型式番号(第XXXX号) ・設置状況	〃	無し	・〃	適	
	電気設備	・形状、寸法、規格 ・機器の性能 ・設置、施工後検査	〃	無し	・〃	適	○自主検査記録等 ○工事写真*2
	ガス設備	・形状、寸法、規格 ・機器の性能 ・設置、施工後検査	〃	無し	・〃	適	
	備考						

*1 施工結果報告書：特定行政庁が定めている場合は、指定書式にて、工事監理者、施工者等から完了・中間検査者へ報告を行ってください。

*2 工事写真：完了検査時に現地で直接確認を受けることのできない部位を確認できる様に、工事写真を撮影・整理してください。

①-2 工事写真リスト

工事写真は、以下によるほか、特定行政庁により撮影箇所、枚数等が定められていることがあるので、適宜追加してください。



表 4 - 5 工事写真リスト (例)

対象		写真の部分
	材料	構造耐力上主要な部分の材料のラベル、梱包など 鉄筋、コンクリート、柱、はり、筋かい、耐力面材、土台等木材、接合金物・接合具
基礎	地業後	支持地盤の状況
	コンクリート打設前	配筋の状況（底盤、立上り、開口補強、配管用スリーブ等） アンカーボルト（ホールダウン用、土台用）の設置状況（埋め込み長さ、フック） 型枠の施工状況（各部の寸法、立上り型枠補強）
	コンクリート打設後	脱型時期の記録 ジャンカ、コールドジョイント等の有無
	木造の部分	防蟻防蟻処理の範囲 柱、筋かい、耐力面材、火打材、桁行筋かい等構造材の配置 接合金物の配置：柱頭・柱脚、筋かい端部、火打、土台 接合部に応じた接合具の種類、本数 耐力面材に用いられる接合具の種類、間隔
	屋根	瓦等、屋根ふき材の留付状況
	大臣認定品	耐力壁、準耐力壁等

1. 確認申請・検査全般について

Q 1-3 改正法が適用されるのは、改正法施行（令和7(2025)年4月1日）後に建築確認を申請するものからとなりますか。

改正法施行（令和7(2025)年4月1日）後に着工するものに適用されます。

改正法施行日前後の取扱いの詳細については「改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項等について」（令和6年6月25日付 国住指第134号、国住参建第1441号）をご確認ください。

確認・審査の対象外から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域外>

	施行日(令和7年4月)	確認申請 (別表第3条)	構造関係規定等への 適合確認
①		不要	
②		不要	
③		不要	
④		着工前必要	確認：審査する 検査：検査する

旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域内>

	施行日(令和7年4月)	構造関係規定等への 適合確認	留意点
⑤		確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑥		確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑦		確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑧		確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	—
⑨		確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	—
⑩		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	⑪、⑫となるよう調整することが考えられる
⑪		確認：審査する 検査：検査する	施行日に行われる 消防関係については7日以内
⑫		確認：審査する 検査：検査する	施行日に行われる 消防関係については7日以内

Q 1-4

2階建ての木造一戸建て住宅のホームエレベーターを更新するような場合、建築確認手続きは必要ですか。

必要ありません。

令6国告第1148号に規定する、以下のエレベーターは法第87条の4に基づく建築確認手続き等の規定が準用されるものから除外されています。

- ・籠が住戸内のみを昇降するエレベーター
- ・法第6条第1項第2号に掲げる建築物（階数が3以上であるもの、延べ面積500㎡を超えるもの及び高さ16mを超えるものを除く。）に設けるもの

Q 2-7

壁量基準等の経過措置の対象はどのようなものとなりますか。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに着工するものについて、改正前の壁量と柱の小径の基準によることができます。地階を除く階数が2以下、高さが13m以下及び軒の高さが9m以下である延べ面積が300㎡以内の木造建築物が対象です。経過措置を適用する場合でも改正前の基準に適合していることの審査がされることに注意が必要です。

「ご清聴頂き、ありがとうございました。」



一般社団法人
日本木造住宅産業協会

※図・表の出典：「建築基準法・建築物省エネ法改正制度資料」
「2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・
審査マニュアル」より（国交省）